

令和3年度第1回子ども・子育て会議 次第

○と き 令和3年5月25日（火）13時30分から
○ところ 上越文化会館 大会議室（4階）

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

（1）上越市子ども・子育て会議について …資料1、資料2

（2）上越市子ども・子育て支援総合計画事業における令和2年度進捗状況及び
令和3年度取組内容について …資料3

（3）認定こども園への移行について（報告） …資料4、資料5、資料6

（4）その他

5 閉 会

子ども・子育て会議について

1 会議の位置付け

上越市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置。

※「上越市子ども・子育て会議条例」 資料 2 のとおり

2 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「上越市子ども・子育て支援総合計画」等に反映させます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、上越市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

3 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）】

- ①教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関すること。
- ②地域型保育事業（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関すること。
- ④子ども・子育て支援施策に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

【①②の利用定員について】

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

4 令和 3 年度に予定している主な審議事項

- 子ども・子育て支援総合計画における個別事業の進捗管理について
- 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の確認について
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議

○上越市子ども・子育て会議条例

平成25年12月20日

条例第54号

改正 令和2年3月26日条例第5号

令和2年3月26日条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 上越市子どもの権利に関する条例（平成20年上越市条例第4号）第1条に規定する目的の達成のために取り組む施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する23人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康子育て部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 上越市子ども・子育て会議を組織する委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

上越市子ども・子育て支援総合計画

事業進捗管理表

(令和3年度事業計画)

上越市健康子育て部こども課

1 事業進捗管理表について

当市では、令和2年度を計画始期とした「上越市子ども・子育て支援総合計画（以下「計画」）」という。」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

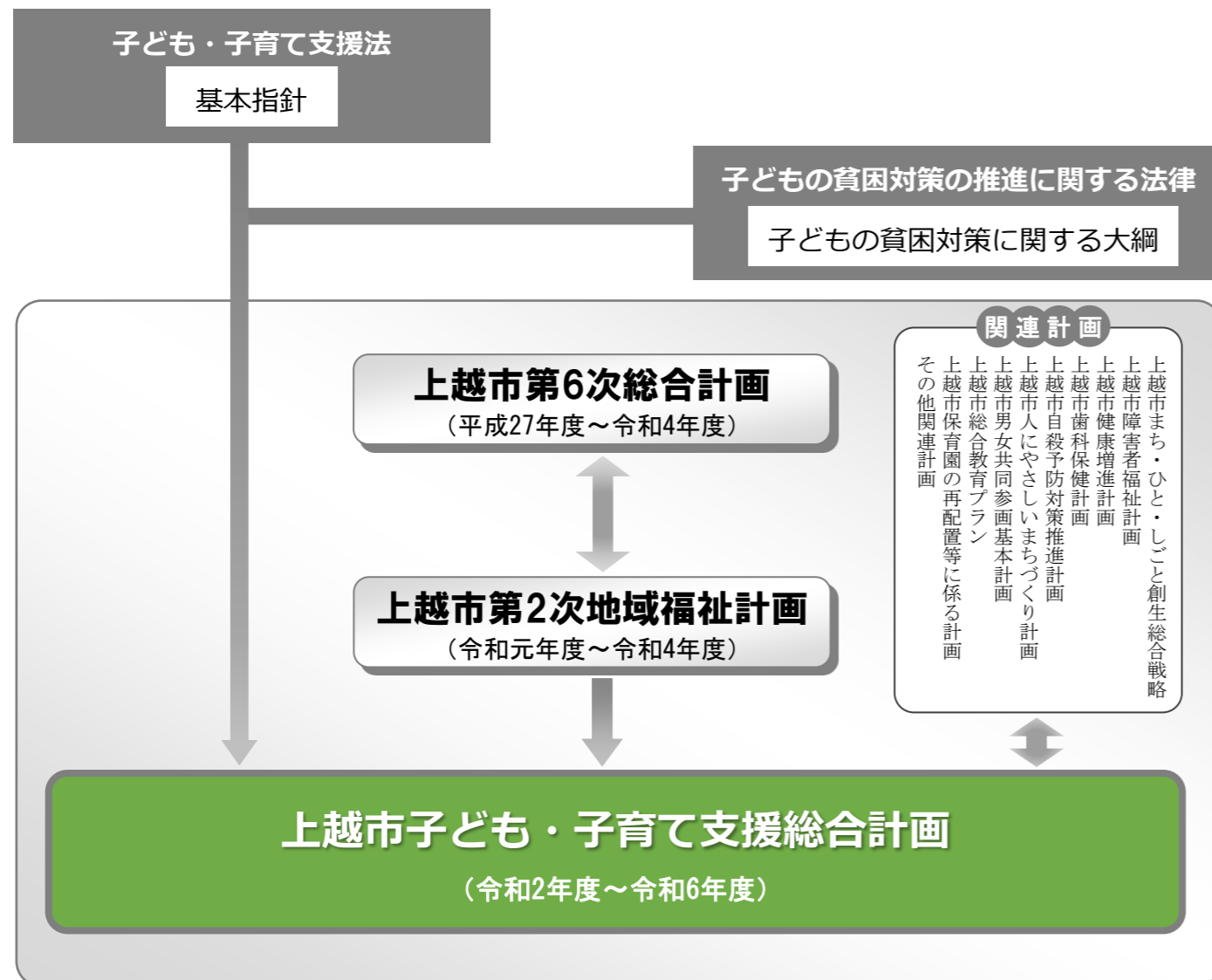
子ども・子育て支援施策を着実に推進するため、計画に搭載した各種取組の進捗状況を把握し、年度毎の実施状況及び成果を検証していく必要があります。

本資料は、計画に基づく子ども・子育て支援に関連する様々な取組について、その進捗状況を「上越市子ども・子育て会議」において点検し、結果を公表するために作成するものです。

計画で定める基本理念「みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来」の実現に向け、よりよい子ども・子育て支援施策が展開できるよう各種取組を着実に実施していきます。

2 計画の法的根拠と位置付け

計画は、当市における子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものであり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」並びに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく「市町村計画」を包含するとともに、当市の最上位計画である「上越市第6次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第2次地域福祉計画」並びに関連計画と整合を図った計画です。



3 計画の基本的な考え方

□ 計画の基本理念

みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来

みんなで育む

全ての子どもの安全・安心を守り、子どもが自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、子どもを優しくあたたかく見守り、子どもの声を聴き、支えていくことが大切です。

子どもの笑顔 ・ 輝く未来

全ての子どもが、明るくいいきいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもってすこやかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。それは、未来を担う子どもたちが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという思いでもあります。

□ 計画の基本目標

基本目標1

子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

子どもが、年齢に応じた社会性を身につけ、他者を思いやる心を持ち、自信と希望をもって生活することが大切です。

市は、子どもが自分らしく生きていくために、子どもの権利学習や普及・啓発活動を推進するとともに、家庭環境を問わず、すべての子どもがのびのびと過ごせる居場所づくり、義務教育を終了した子どもへの自立支援を行います。

また、乳幼児の発達、障害のある子どもへの支援や養育支援の充実を図ります。

基本目標2

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

保護者が、子育てを通して子どもの成長への喜びや生きがいを感じるとともに、責任を認識し、役割を果たしながら、家族で協力して子どもを育てていくことが大切です。

市は、子どもを安心して産み育てられるように、各種手当の支給や医療費の助成など経済的負担の軽減及び子育て支援体制の充実を図るとともに、安全で快適な保育環境の充実と多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の育児と仕事の両立を支援します。

また、母子保健事業の充実を図り、喜びと生きがいをもって子育てができる環境を整えます。

基本目標3

地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

少子化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安や負担、孤立感を抱える保護者が増加傾向にあることから、家庭・地域・学校等が協力して子どもを育む体制を強化する必要があります。

地域や学校等が協力して子どもの成長を見守り、子育て家庭を支えるとともに、地域の中で、子どもがのびのびと笑顔で過ごせる環境を整えます。

基本目標4

社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

いじめ認知件数や虐待通報件数が年々増加していることから、子どもの成長過程や複合的な課題を抱える子育て家庭の状況に応じた相談支援体制の充実や関係機関の連携により、いじめや虐待の未然防止に向けた取組を推進します。

また、男女を問わず仕事と生活のバランスがとれた働き方や自ら望むライフスタイルを実現することができる環境を整えます。

経済的・家庭的に困難な状況にある子どもや保護者が適切な支援を受けることができるよう、切れ目のない支援の継続と社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく体制を強化します。

4 施策の展開

計画「第4章 施策の展開」に記載している主な取組及び子ども・子育て支援関連施策に基づく取組は「子ども・子育て支援関連事業名等」のとおりです。
 「子ども・子育て支援関連事業名等」に掲げる取組のうち、名称の先頭に「*-*-*」と付番しているものは進捗管理を行う取組です。

基本理念	基本目標	基本施策	子ども・子育て支援関連事業名等		
みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来	基本目標 1 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	1-1-1 子どもの権利に関する啓発 1-1-4 人権に関する講話会等への講師の派遣 同和教育研修指定地区制度による同和教育の取組	1-1-2 子どもの権利学習 子ども・子育て支援の関係機関等に対する研修 教員の指導力向上	1-1-3 学校における人権教育への支援 上越市学校同和教育推進協議会による取組等 人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出
		1-2 子どもの居場所づくり	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit)	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば こどもの家・児童館・児童遊園の管理運営	1-2-3 子どもの居場所づくり
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	1-3-1 放課後等デイサービス 1-3-4 児童発達支援事業 保育園・幼稚園巡回訪問事業	1-3-2 障害児日中一時支援 上越市自立支援協議会	1-3-3 重症心身障害者緊急短期入所用居室確保事業 グループホームや地域生活支援拠点等の整備
	基本目標 2 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 障害児福祉手当 児童手当給付事業 就学援助費 (特別支援教育就学奨励費)	2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 特別児童扶養手当 未熟児養育医療給付事業	2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費) 不妊不育治療費助成事業 児童扶養手当給付事業
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	2-2-1 産前・産後ヘルパー派遣事業 2-2-4 子育て支援情報の提供 2-2-7 親子コミュニケーション支援 2-2-10 訪問指導事業 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備	2-2-2 こどもセンター 2-2-5 家庭教育支援講座 2-2-8 利用者支援事業 保育園や子育て関連施設における相談の実施	2-2-3 子育てひろば 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-2-9 助産師健康相談事業 命・きずなを考える講座
		2-3 保育環境の充実	2-3-1 通常保育事業 保育園通園バス運行事業	2-3-2 保育園の再配置等 看護師等雇用補助	2-3-3 保育園の環境改善
		2-4 多様な保育サービスの提供	2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 障害児保育事業	2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 休日保育事業	2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 障害児一時保育事業
		2-5 母子保健の充実	2-5-1 すくすく赤ちゃんセミナー 2-5-4 妊婦一般健康診査 2-5-7 フッ化物塗布事業 むし歯予防教室	2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 2-5-5 乳幼児健康診査事業 休日・夜間診療所 ブラッシング指導会	2-5-3 離乳食相談会 2-5-6 予防接種事業 フッ化物洗口事業 (保育園・幼稚園)
	基本目標 3 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	3-1-1 学校規模の適正化 3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室 就学相談 外国語指導助手による語学指導	3-1-2 学校施設整備事業 3-1-5 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業 特別支援学級 教育相談事業 (教職員の研修の充実、相談支援体制の整備)	3-1-3 学習指導支援事業 やすづか学園運営費補助事業 特別支援教育巡回相談事業
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	3-2-1 防犯教室 3-2-4 地域青少年育成会議 3-2-7 防犯灯の整備・維持管理事業 子育てバリアフリー施設の認定 上越緑の少年団 図書館における読み聞かせ	3-2-2 交通安全教室 3-2-5 安全安心まちづくり推進パトロール 3-2-8 110ばん協力車制度 ボランティアだよりキッズ 職場体験の実施 図書館における子ども向け図書資料の充実	3-2-3 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール) 3-2-6 安全メール 3-2-9 保育園地域活動事業 民生委員・児童委員、主任児童委員活動 青少年健全育成センター事業 少年スポーツ活動育成事業
	基本目標 4 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム (JAST) いじめ等に関する調査委員会の設置 児童養護施設 (若竹寮)	4-1-2 子どもの虐待予防推進事業 児童虐待に関する研修 配偶者からの暴力 (DV) 被害者及びその同伴児への支援	4-1-3 いじめ問題対策協議会 いじめ防止対策等専門委員会 母子生活支援施設
		4-2 相談支援体制の充実	4-2-1 すこやかなくらし相談窓口 4-2-4 女性相談 発達相談室「すてっぷ」	4-2-2 思春期電話相談 4-2-5 子どもほっとライン	4-2-3 外国人相談 4-2-6 若者ほっとライン
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	4-3-1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発 4-3-4 女性の再就職支援セミナー	4-3-2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発 4-3-5 企業における再雇用制度導入の普及啓発	4-3-3 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発 父子手帳
		4-4 子どもの貧困対策の推進	1-1-2 子どもの権利学習 1-2-3 子どもの居場所づくり 2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業 2-1-5 保育料及び給食費の軽減 2-1-8 通学援助費 2-2-3 子育てひろば 2-3-2 保育園の再配置等 2-4-3 ファミリーヘルプ保育園 2-4-6 放課後児童クラブ 4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会 4-2-5 子どもほっとライン	1-2-1 謙信KIDSプロジェクト 1-2-4 若者の居場所 (Fit) 2-1-3 母子家庭等の自立支援 2-1-6 私立高等学校学費助成補助金 2-1-9 就学援助費 (要保護及び準要保護児童生徒援助費) 2-2-6 ファミリーサポートセンター 2-4-1 延長保育事業 2-4-4 病児保育事業 2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) 4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム (JAST) 4-2-6 若者ほっとライン	1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば 2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業 2-1-4 子育てジョイカード事業 2-1-7 奨学金貸付事業 2-2-2 こどもセンター 2-3-1 通常保育事業 2-4-2 一時預かり事業 2-4-5 病後児保育事業 3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室 4-2-1 すこやかなくらし相談窓口
	本施策に係る事業は、1-1から4-3の各施策に基づき実施する事業と重複するため、進捗管理表は作成しません。				

5 子ども・子育て支援総合計画に基づく令和2年度実施状況【総括表】

基本理念【1】	基本目標【4】	基本施策【13】	事業数	○：達成	△：一部未達成		×：未達成	
					うち、新型コロナウイルス感染症等の影響			
みんなで育む子どもの笑顔・輝く未来	【基本目標1】 子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備	1-1 子どもの権利の普及・啓発	4	2	2	2	0	
		1-2 子どもの居場所づくり	4	3	1	1	0	
		1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実	4	4	0	0	0	
	【基本目標2】 安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築	2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減	9	8	1	0	0	
		2-2 家庭と地域の子育て力の向上	10	9	1	1	0	
		2-3 保育環境の充実	3	3	0	0	0	
		2-4 多様な保育サービスの提供	6	6	0	0	0	
		2-5 母子保健の充実	7	3	4	2	0	
	【基本目標3】 地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化	3-1 学校教育環境の充実	5	3	2	2	0	
		3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進	9	6	3	3	0	
	【基本目標4】 社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化	4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済	4	4	0	0	0	
		4-2 相談支援体制の充実	6	5	1	1	0	
		4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進	5	5	0	0	0	
	合 計			76	61	15	12	0
	目標達成状況(構成比)			達成率	80.3%	19.7%	-	0.0%

基本目標 1
子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策	
1-1 子どもの権利の普及・啓発													
1-1-1 子どもの権利に関する啓発	市の広報紙やホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を開催し、子どもの権利を大切にすることを意識づくりを推進する。	子どもの権利講座の開催回数 <現状値：R1> 6回	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTAを対象に開催するほか、各地区民生委員協議会へ開催の呼びかけを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	【3回】 特別支援学校に通う生徒、先生、保護者を対象に講座を開催した。	△	継続	子どもの権利講座の開催回数	【7回】 保育園及び幼稚園の保護者会並びに小・中学校PTA、各地区民生委員・児童委員協議会を対象に講座のPRを行う。開催に当たり、CAP・じょうえつと連携して取り組む。	こども課	○			
1-1-2 子どもの権利学習	子どもの年齢に応じた内容で子どもの権利学習を行い、自らの権利意識を高め、お互いの権利を大切にしたい気持ちや人を思いやる心を育む。 市立小・中学校において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用した授業を行う。	「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施する学校数 <現状値：R1> 全市立小・中学校	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施することができた。	○	継続	「えがお」を使用した子どもの権利学習を実施する学校数	【全市立小・中学校】 市立小・中学校すべての学年において、子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。	こども課	○		○	
1-1-3 学校における人権教育への支援	学校における人権教育を支援するため、上越市学校教育実践上の重点説明会において、人権教育への指導を行うほか、教育センターが実施するカウンセリング技能向上のための研修を充実させ、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供に努める。	研修参加校数 <現状値：R1> 全72校	【全72校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。	【全72校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに全72校から参加者を出し、研修資料、報告集等を配布し研修成果を各校で共有した。	○	継続	人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修に参加する学校数	【全70校参加】 人権教育研修や教育センターのカウンセリング研修等、人権教育にかかわる悉皆研修以外の研修会いずれかに各校から参加者を出し、研修成果を各校に持ち帰り共有する。	学校教育課	○			
1-1-4 人権に関する講話会等への講師の派遣	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、「第4次人権総合計画」に基づき、3か年計画で市内全小学校区において講話会を開催する。	実施小学校区数 <現状値：R1> 17小学校区	【16小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	【実施小学校区：15小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図った。 ※予定していた16小学校区のうち、1校は大雪の影響により令和3年度に延期となった。	△	継続	実施小学校区数	【17小学校区】 保護者や地域住民等に対して人権を考える講話会を実施し、人権問題に対して市民から正しい理解を深めてもらい、意識の向上を図る。	社会教育課				
1-2 子どもの居場所づくり													
1-2-1 謙信KIDSプロジェクト	子どもたちが様々な体験活動を通して、当市の特色を知り、味わうことで、興味・関心を高めたり、同じ講座に集まった違う学校、違う年齢の子ども同士で交流を深め、仲間づくりを行う。	参加者の自己目標達成度 <現状値：R1> 96%	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域の資源や人材を活用した体験活動を実施する。	【97%】（アンケート未回答者を除く） 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域の資源や人材を活用した体験活動を14講座16コース実施した。	○	継続	参加者の自己目標達成度（アンケート未回答者を除く）	【95%以上】 未来を支える人づくりのため、市内の小学生を対象に、豊富な地域の資源や人材を活用した体験活動を実施する。	社会教育課	○		○	
1-2-2 夏休み☆子どもつどいのひろば	公民館などを会場に、子どもたちが自由に活動する機会を提供し、公民館を身近に感じてもらうとともに、すこやかに育つ環境づくりを進める。	利用人数 <現状値：R1> 1,230人	【1,195人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する。	【利用人数：431人】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供した。なお、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、実施日数の見直しのほか、中止の判断をした地区公民館があり、利用人数は大幅な減少となった。	△	継続	利用人数	【984人以上】 公民館等施設の一室を開放し、子どもたちが気軽に安心して過ごす場所を提供する。	社会教育課	○		○	
1-2-3 子どもの居場所づくり	「地域の居場所づくり」に向けた検討や「子ども食堂」の新規開設を目指す市民団体等に対する立ち上げ支援や食材調達サポートなどを行う。	子どもの居場所づくりに対する相談件数 <現状値：R1> 0件	【3件以上】 地域における子どもの居場所づくりに関する取組について周知を行うとともに、新規開設を目指す市民団体等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。	【3件】 新規開設を目指す市民団体等に対し、関係機関等と連携を図り、開設に向けた必要な情報提供や協議を行った。 市内NPO法人が「フードバンクじょうえつ」を立ち上げ、「子ども食堂」や「ひとり親家庭」等に食品を提供する活動を展開している。	○	継続	子どもの居場所づくりに対する支援	新規開設を目指す市民団体や既存の子ども食堂等に対し、関係機関等と連携を図り、必要な情報提供や運営の支援を行う。	こども課	○		○	
1-2-4 若者の居場所 (Fit)	困難を抱える15歳（義務教育終了）以降の若者に寄り添い、「居場所」での生活や学習、体験活動等の支援を中核として、ひきこもりへの発展や長期化を防ぎ、自立のための活力や社会性の育成を目指す。	居場所の利用人数（継続支援者を含む） <現状値：R1> 4人	【5人以上】 居場所での支援内容を広報やホームページで周知する。 上越市親の会の充実を図り、居場所での支援の理解を深め、利用へと結びつける。	【10人】 広報、ホームページ等で居場所 (Fit) の開設を周知し、相談・見学会を開催した。 諸会議や親の会等で支援内容の理解を深める活動を充実した。	○	継続	居場所の利用人数（継続支援者を含む）	【10人以上】 居場所 (Fit) での支援内容を広報やホームページ及び説明会等で周知する。 若者育成支援事業を充実させ、居場所への支援に結びつける。	青少年健全育成センター	○		○	

基本目標 1
子どもが自分らしく、すこやかに成長することができる環境の整備

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策	
1-3 障害などの理由により特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実													
1-3-1 放課後等デイサービス	6歳から18歳までの障害のある子どもに対し放課後等に、子どもの状況に合わせた療育支援等を行い、生活能力の向上と社会との交流の促進を図る。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R 1＞ 100%	【100%】 各放課後等デイサービス事業所の特性をい かしながら、利用者のニーズに沿ったサー ビスを提供する。	【100%】 計画相談員を通じて利用者のニーズや状況 を丁寧に聞き取りながら、子どもの生活能 力の向上や社会との交流の促進に資する サービス提供を行った。	○	継続	利用申込数に 対する受入率	【100%】 利用者のニーズや状況を丁寧に聞き取りな がら、子どもの生活能力の向上や社会との 交流の促進に資するサービス提供を行う。	福祉課	○			
1-3-2 障害児日中一時支援	日中に介護者がいないため一時的に見守り 等が必要な障害のある子ども等に、施設等 で活動の場の提供などの支援を行う。	利用申込数に対する受入率 ＜現状値：R 1＞ 100%	【100%】 放課後等デイサービスの定員超過時におけ る一時預かりのニーズに対応する。	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が 必要になった障害のある子ども等に対し、 適切に一時預かりを提供した。	○	継続	利用申込数に 対する受入率	【100%】 保護者の疾病等により一時的に見守り等が 必要になった障害のある子ども等に対し、 適切に一時預かりを提供する。	福祉課	○			
1-3-3 重症心身障害者緊急短期入 所用居室確保事業	医療機関における病床の一部を、緊急短期 入所用として常時確保する。	受入病床数 ＜現状値：R 1＞ 2床	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常 時確保する。	【2床】 さいがた医療センターの協力を得て、短期 入所用居室2床を確保した。	○	継続	受入病床数	【2床】 緊急時の受入れに対応するため、病床を常 時確保する。	福祉課	○			
1-3-4 児童発達支援事業	発達に不安を抱える保護者の相談に応じる とともに、療育支援が必要な乳幼児に対 し、適切に支援するほか、園訪問等を通し て早期支援につなげる取組を進める。	個別支援計画の作 成割合 ＜現状値：R 1＞ 100%	【100%】 療育支援が必要な子ども全員に対して個別 支援計画を作成する	【100%】 療育支援を実施した子ども全員に対し、個 別支援計画を作成したほか、市内全園を対 象に園巡回相談を実施し、早期支援の取組 を進めた。	○	新規・拡充	個別支援計画の 作成割合	【100%】 療育支援（新たに実施する保育所等訪問支 援を含む）を実施する子ども全員に対 して、個別支援計画を作成する。	こども発達 支援セン ター	○			

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策	
2-1 子育て家庭への経済的負担の軽減													
2-1-1 妊産婦・子ども医療費助成事業	<p>疾病の早期発見と早期治療の促進及び子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み、育てやすい環境整備の推進を図る。</p> <p>【妊産婦医療費助成】妊産婦に係る医療費の自己負担金を助成する。</p> <p>【子ども医療費助成】入院・通院ともに0歳～高校卒業相当の子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生に係る医療費については、完全無料化とする。</p>	申請漏れ件数 <現状値：R1> 0件	<p>【0件】</p> <p>妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。子ども医療費について、令和2年9月から完全無料化の対象を市民税非課税世帯の小学生まで拡大する。</p>	<p>【0件】</p> <p>出生及び転入による受給資格者について、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行い、申請漏れを防いだ。令和2年9月から完全無料化の対象を市民税非課税世帯の小学生まで拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。</p>	○	継続	申請漏れ件数	<p>【0件】</p> <p>妊娠届や出生届、転入届等の手続きにあわせて、制度を周知するとともに、住民基本台帳の異動情報を確実にチェックし、適正に助成が受けられるよう取り組む。</p>	こども課	○	○		
2-1-2 ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等に対し医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、経済的負担の軽減を図る。	申請漏れ件数 <現状値：R1> 0件	<p>【0件】</p> <p>市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。ホームページや広報上越（年2回）での制度周知・案内を行う。</p>	<p>【0件】</p> <p>ホームページや広報上越（8月・12月）での制度案内のほか、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。住民票の異動により、離婚を前提とした別居や子どもの別居監護による受給者の変更や受給資格の消滅が発生すると思われる対象者へ随時通知し、制度の周知に努めた。住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行い申請漏れを防いだ。</p>	○	継続	申請漏れ件数	<p>【0件】</p> <p>市民課等と連携し、離婚届や他手当の受給者変更届、住所変更届出等の手続きにあわせて、ひとり親家庭等の支援に関する周知を行う。ホームページや広報上越（年2回）等での制度周知・案内を行う。</p>	こども課	○	○		
2-1-3 母子家庭等の自立支援	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等を行う。	制度周知回数 <現状値：R1> 2回	<p>【2回以上】</p> <p>ひとり親家庭等に対し、現況届の通知時に各種給付金等に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図っていく。</p>	<p>【2回】</p> <p>児童扶養手当に関する通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。（4月額改定通知、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封）児童扶養手当申請者のうち無職の人に対して、制度を説明し、案内チラシを配布した。</p>	○	継続	制度周知回数	<p>【2回以上】</p> <p>ひとり親家庭等に対し、現況届等の通知時に各種給付金等に関するチラシを同封するとともに、ホームページの活用、手当の申請に係る相談時における周知などにより、自立に向けた取組を図っていく。</p>	こども課	○	○		
2-1-4 子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、企業の協力を得るため、商品の割引や特典などのサービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。	新規協賛店舗数 <現状値：R1> 新規9店舗	<p>【5店舗以上】</p> <p>広報上越に協賛店の募集記事を掲載するとともに、未協賛企業に対し募集チラシを送付するなど、個別に協賛を促す。今後の事業展開の参考とするため、利用状況の把握や協賛企業のニーズ等のアンケート調査を実施する。</p>	<p>【2店舗】</p> <p>広報上越に協賛店の募集記事を掲載したほか、個別に新規店舗に対し協賛を促したが、目標値に達することができなかった。R2.11月に企業向けアンケート、R3.3月に利用者向けアンケートを実施し、利用状況やニーズ等の把握をした。</p>	△	継続	子育て家庭の経済的負担の軽減	<p>【利用者と協賛企業双方のニーズに応じたサービス提供ができてきている状態】</p> <p>企業アンケートや利用者アンケートの集計結果を踏まえ、関係団体等の意見交換を行い、今後の事業の在り方を検討する。こどもセンター等への協賛企業一覧の掲出や長年に渡り協賛いただいている企業に対し特性ステッカー等を配布し、協賛企業のPRを行うとともに、利用者への制度周知を図る。広報上越に協賛店の募集記事を掲載するとともに、利用者のニーズが高い業種を中心に、未協賛企業に対し募集チラシを送付するなど、個別に協賛を促す。</p>	こども課	○	○		
2-1-5 保育料及び給食費の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、保育料の軽減を行うとともに、給食費の実費徴収にかかる軽減制度を実施する。	子育て家庭の経済的負担軽減	<p>【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】</p> <p>2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。</p>	<p>2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を市独自に支援し、子育て家庭の経済的負担を軽減した。</p>	○	継続	子育て家庭の経済的負担軽減	<p>【子育て家庭の保育料及び給食費に係る経済的負担が軽減されている状態】</p> <p>2歳児までの保育料の減免対象者の範囲と3歳以上児の給食費の免除対象の範囲を独自に支援する。</p>	保育課	○	○		
2-1-6 私立高等学校学費助成補助金	私立高等学校に在学している生徒の保護者のうち市・県民税所得割の合計が一定額に満たない世帯に対する学費を助成する。	助成率の拡充	<p>【昨年度より助成率が拡充された状態】</p> <p>施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。</p>	<p>施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充し、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担を軽減した。</p>	○	新規・拡充	助成率の拡充	<p>【昨年度より助成率が拡充された状態】</p> <p>施設整備費等助成金の助成率を引き上げ、対象世帯を拡充することで、より多くの私立高等学校に在学している生徒の保護者の経済的負担軽減を図る。</p>	教育総務課	○	○		

基本目標2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業					令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策	
2-1-7 奨学金貸付事業	経済的な理由により進学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保を図り、地域社会に有用な人材の育成に寄与する。	制度周知回数 <現状値：R1> 3回	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	【年3回】 奨学金募集のタイミングで、広報上越、ホームページでの周知に加え、市内の中学・高校をはじめ、近隣市の高校、県内および近隣県の大学、専門学校等95余りの学校等に募集要項の配置を依頼した。県奨学金ガイドにも掲載した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、募集期間を延長したことから、延長分を含め合計3回の周知を行った。	○	継続	制度周知回数	【年2回】 予約募集、在学募集時に広報上越や市ホームページに掲載するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。	学校教育課	○		○	
2-1-8 通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	制度周知回数 <現状値：R1> 2回	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行った。また、市内の学校と連携を図り、対象児童及び生徒の申告漏れがないように配慮した。	○	継続	制度周知回数	【年2回】 遠距離通学対象児童生徒に対して案内を配布し、制度の周知を行う。また、学校と連携して対象者の申請漏れがないようにする。	学校教育課	○		○	
2-1-9 就学援助費（要保護及び準要保護児童生徒援助費）	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	制度周知回数 <現状値：R1> 3回	【年3回】 全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	【年3回】 全児童生徒に学期ごと年3回制度案内を配布するとともに、広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載により、周知を行った。	○	継続	制度周知回数	【年3回】 全児童生徒に制度案内を年3回配布する。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。	学校教育課	○		○	

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事 業		地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策	
2-2 家庭と地域の子育て力の向上													
2-2-1 産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	事業利用状況 <現状値：R1> 100%	【100%】 委託事業所を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	【100%】 派遣可能な委託事業所を調整し、利用者の希望に対し、ヘルパーの派遣を行った。	○	継続	事業利用状況	【100%】 委託事業所を調整し、利用希望に対し、ヘルパー派遣を実施する。	健康づくり推進課	○	○		
2-2-2 こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合 <現状値：R1> 90%	【90%以上】 オーレンブラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、親子の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報提供等を行い、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催する。	【93%】 オーレンブラザこどもセンター及び市民プラザこどもセンターが連携を図りながら、親子のふれあいの場や保護者及び子ども同士の交流の場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育ての不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進した。 コロナ禍でも気兼ねなく相談や交流ができるように、オンラインを活用した相談、交流の場を整備した。 令和2年度に実施した利用者アンケート調査では、利用目的に対する満足度で「満足」、「やや満足」と回答した割合は93%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	継続	事業への満足度 「満足」「やや満足」と回答した人の割合	【90%以上】 オーレンブラザこどもセンターと市民プラザこどもセンターにおいて、新型コロナウイルス感染症に対し、引き続き、適切な感染防止対策を行いながら親子の交流の場を提供するとともに、子育て相談や情報提供等を行う。 楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的に開催するほか、オンラインを活用した相談や交流の場を開設する。	こども課	○	○	○	
2-2-3 子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言のほか、親子向けのイベント等を開催する。	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合 <現状値：R1> 82%	【82%以上】 子育てひろばを市内24か所に開設し、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	【85%】 地域において親子のふれあいの場、保護者同士の交流の場を提供したほか、子育て支援情報の提供や保健師等による子育て相談を開催するなど、保護者の子育てに対する不安感や孤立感の緩和が図られるよう支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進することができた。 令和2年度に実施した利用者アンケート調査では、子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じると回答した割合は85%であり、事業への満足度は高い結果となった。	○	継続	事業への満足度 子育てひろばを利用することで子育てを支えられていると感じる割合	【85%以上】 子育てひろばを市内23か所に開設し、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。	こども課	○	○	○	
2-2-4 子育て支援情報の提供	子育て支援webサイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	アクセス件数 <現状値：R1> 129,737件	【130,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。 広報上越やこどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	【240,335件】 子育てに関するイベントや各種制度の情報等について、ホームページやメールマガジン等を活用して効果的に発信し、保護者の子育て不安の軽減を図ることができた。 令和2年7月から、LINEの市公式アカウントの開設に併せ、当サイトをリンクするなど、広く周知に努めたことで、アクセス件数が大幅に増加した。	○	継続	アクセス件数	【240,000件以上】 子育てに関するお知らせやイベント等の情報を迅速に掲載するとともに、メールやツイッターによる子育て情報を随時発信する。 こどもセンターの催しなどで「上越市子育て応援ステーション」について、広く周知する。	こども課	○			
2-2-5 家庭教育支援講座	保護者を対象に、家庭教育にかかわる講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	実施地区数 <現状値：R1> 28地区	【28地区】 28地区公民館において、保護者等を対象に家庭教育に関する講座を行う。	【8地区】 全28地区公民館において、保護者を対象に家庭教育に関する講座を計画したが、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、関係する保育園、学校などと慎重に協議した結果、8地区公民館での実施にとどまった。	△	継続	実施地区数	【28地区】 28地区公民館において、保護者等を対象に家庭教育に関する講座を行う。	社会教育課	○			

基本目標2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業		地域子 ども子 育て支 援事業	子どもの 貧困 対策	
2-2-6 ファミリーサポートセンター	・地域の子育ての相互援助活動を支援するため、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。 ・仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、低所得世帯の保護者に対し、ファミリーサポートセンターの利用料を助成する。	提供会員の紹介率 <現状値：R1> 100%	【100%】 依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部を助成する。	【100%】 提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等を対象に会員募集活動を行い、令和元年度と比較し、10人増やすことができた。依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、年4回開催を予定した提供会員養成講座を、1回中止した。 利用者に対する支援の拡充として、所得の少ない世帯の保護者が利用する場合、利用料金の助成制度を創設した。	○	新規・拡充	提供会員の紹介率	【100%】 依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越や市ホームページ等に募集案内を掲載するとともに、チラシやポスターの設置や各種団体や公民館事業等の参加者を対象に事業の紹介を行う。提供会員が速やかに援助を行えるよう、養成講座を年4回開催する。利用者のニーズを踏まえ、支援対象年齢の上限を12歳から18歳に引き上げる。	こども課	○	○	○	
2-2-7 親子コミュニケーション支援	乳幼児健診受診者、保育園・幼稚園・認定こども園入園児の保護者、こども発達支援センター利用者の保護者等を対象に、講座やグループワーク等を通して保護者が子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切な関わりができるよう支援する。	参加者アンケート結果で気持ちに変化があった保護者等の割合 <現状値：R1> 89%	【90%以上】 保護者が子どもの特徴や行動、子どもとのより良い関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。	【94%】 基本的な親子コミュニケーション支援を実施し、気持ちに変化があった保護者は94%であった。	○	継続	参加者アンケート結果で気持ちに変化があった保護者等の割合	【90%以上】 保護者が子どもの特徴や行動、子どもとのより良い関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。	すこやかなくらし包括支援センター	○			
		参加者アンケート結果で乳幼児健診の話で参考になったことがあると答えた保護者等の割合 <現状値：R1> 93%	【90%以上】 乳幼児健診において発育発達に応じた関わり等について健康教育や保健指導を行う。	【96%】 乳幼児健診における健康教育や保健指導を受けた結果、参考になったことがあると答えた保護者は96%であった。	○	継続	参加者アンケート結果で乳幼児健診の話で参考になったことがあると答えた保護者の割合	【90%以上】 乳幼児健診において発育発達に応じた関わり等について健康教育や保健指導を行う。	健康づくり推進課	○			
		参加者アンケート結果で参加してよかったと感じた保護者等の割合 <現状値：R1> 100%	【90%以上】 丁寧な親子コミュニケーション支援に参加した保護者が子どもの特性にあわせた関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。	【100%】 丁寧な親子コミュニケーション支援を実施し、参加してよかったと感じた保護者は100%であった。	○	継続	参加者アンケート結果で参加してよかったと感じた保護者等の割合	【90%以上】 丁寧な親子コミュニケーション支援に参加した保護者が子どもの特性にあわせた関わり方を理解し、適切な対応ができるようにする。	こども発達支援センター	○			
2-2-8 利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行う。	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。	【100%】 子育て情報ハンドブックの作成・配布のほか、利用者の相談に対して、必要な助言や連絡調整等を行い、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援した。保育園等の入園に関するセミナーを計3回（7月）実施した。妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを計2回（6月、12月）実施した。外国人の子育て家庭がスムーズにコミュニケーションでき、安心して相談・手続ができるように翻訳機能のあるタブレットを配置した。	○	継続	利用者の相談に対して、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	【100%】 利用者の相談に対して、必要な助言、連絡、調整等を行うほか、子育てに関する各種施設やサービス等を紹介するハンドブックを作成し、子育て家庭等に広く周知する。保育園の入園に関するセミナーや妊娠中、又は妊娠を考えている方を対象にした産後に関するセミナーを実施する。新型コロナウイルス感染への不安を抱えた市民に寄り添い、オンラインを活用した相談の場を開設する。	こども課		○		
2-2-9 助産師健康相談事業	電話及び来所による相談を行い、思春期から妊娠・出産・育児、不妊や更年期などの各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	相談内容に応じて、必要な助言・連絡・調整等ができた割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。	【100%】 週3日（午前3回・夜間1回）の電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言を行うことで、利用者の不安の軽減を図った。	○	継続	相談内容に応じて、必要な助言・連絡・調整等ができた割合	【100%】 電話及び来所相談を通して、相談者の悩みを傾聴し、具体的な対応についての助言などを行い、不安の軽減を図る。	健康づくり推進課				
2-2-10 訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	家庭訪問実施状況 <現状値：R1> 1,039件	【800件以上】 発育・発達・栄養等に悩んでいる保護者や産後うつ病のリスクの高い産婦に対し、訪問による相談支援を行う。	【946件】 発育・発達・栄養等に悩んでいる保護者や産後うつ病のリスクの高い産婦に対し、訪問を行い、継続した相談支援を行った。	○	継続	家庭訪問実施状況	【800件】 発育・発達・栄養等に悩んでいる保護者や産後うつ病のリスクの高い産婦に対し、訪問による相談支援を行う。	健康づくり推進課				

基本目標 2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業		地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策	
2-3 保育環境の充実													
2-3-1 通常保育事業	乳児又は幼児を保育することで、子育て家庭の負担軽減や保護者の就労支援を行う。また、将来に渡って持続可能な保育園等の運営ができるよう、関係機関と連携のもと、保育士の確保に取り組む。	待機児童数 <現状値：R1> 0人	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。 年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	【0人】 適切に保育士等を配置し、保育が必要な子どもに対して保育を提供した。 関係機関と連携した「保育士就職ミニ相談会」の開催や、募集チラシの配付を行い、保育士等の人材確保に努めた。	○	継続	待機児童数	【0人】 保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。 年度途中の入園希望に柔軟に対応するため、関係機関と連携し保育士の人材確保に取り組む。	保育課	○		○	
2-3-2 保育園の再配置等	「上越市保育園の再配置等に係る計画」に基づき、公立保育園の民営化及び一部保育園の統合整備を行う。	民間移管に向けて手続きする園数 <現状値：R1> 4園	【4園】 令和3年度に行う合同・引継保育が実施可能な状態となるよう、保護者代表を含む関係者調整会議において調整を図るほか、移管先事業者と引継協議を重ねる。	【4園】 関係者調整会議において運営内容についての協議を重ね、移管先事業者とも協議を行った結果、令和3年度に行う合同・引継保育が実施可能な状態となった。	○	継続	民間移管に向けて手続きする園数 4園	【4園】 令和4年4月に移管が可能となるよう、関係者調整会議や移管先事業者との引継協議を行い、運営内容等を決定する。また、移管園で勤務する職員を確保するため、移管先事業者への支援を行う。	保育課	○		○	
2-3-3 保育園の環境改善	老朽化した設備の更新や園舎及び敷地内の維持・改善を図り、安全で安心な保育環境を整備する。	個所付け修繕工事等の件数 <現状値：R1> 工事請負 28件 営繕修繕 13件 備品修繕 1件	【工事請負1件 営繕修繕55件 備品修繕6件】 突発的な修繕に対応し、公立保育園の保育環境維持と改善を図っていく。 私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。	【工事請負1件 営繕修繕55件 備品修繕6件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図った。 私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進した。	○	継続	個所付け修繕工事等の件数	【営繕修繕71件】 適切に修繕を行い、公立保育園の保育環境維持と改善を図っていく。 私立保育園が行う施設整備費を補助し、子どものすこやかな成長に資する環境の整備を推進する。	保育課				
2-4 多様な保育サービスの提供													
2-4-1 延長保育事業	通常の保育時間終了後も保育が必要な児童を対象に延長保育を行う。	利用申込に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%】 適切に保育士等を配置し、延長保育が必要な子どもに対して保育を提供した。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	保育課	○	○	○	
2-4-2 一時預かり事業	保護者が就労や疾病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった児童の保育を行う。	利用申込に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて適切に保育士等を配置し、一時預かりが必要な子どもに対して保育を提供した。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 保育園・オーレンブラザこどもセンターにおいて、一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう、適切に保育士等を配置し、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境を整える。	保育課 こども課	○	○	○	
2-4-3 ファミリーヘルプ保育園	就労・疾病・介護・災害・リフレッシュ等により、緊急又は一時的に保育することができない保護者に代わり保育を行うファミリーヘルプ保育園を運営する。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整え、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	保育課	○	○	○	
2-4-4 病児保育事業	病気の回復期に至っていないため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期に至らない子どもの保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	保育課	○	○	○	
2-4-5 病後児保育事業	病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児等に対して一時保育を行う。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 病気の回復期の子ども保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	【100%】 病気の回復期の子ども保育体制を確保し、利用要件に合致した児童の受入れを行った。	○	継続	利用申込に対する受入率	【100%】 病気の回復期の子ども保育体制を確保し、利用要件に合致した場合に100%受け入れる。	保育課	○	○	○	
2-4-6 放課後児童クラブ	共働き家庭など、昼間保護者がいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	利用申込数に対する受入率 <現状値：R1> 100%	【100%】 就労等で昼間保護者がいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供して健全育成を図ることで、保護者が安心して預けることができる環境を整える。	【100%】 就労等で昼間保護者がいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供した。	○	継続	利用申込数に対する受入率	【100%】 就労等で昼間保護者がいない児童に対して適切な遊びの活動の場を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症に対し、感染防止対策を行いながら、保護者が安心して預けられる環境を整える。	学校教育課	○	○	○	

基本目標2
安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てができる社会の構築

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業			担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 記載事 業	地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策
2-5 母子保健の充実												
2-5-1 すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、妊娠・出産に関する不安の解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防に関する保健指導を行う。	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合 <現状値：R1> なし	【100%】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。 令和2年度より理解度を確認するアンケートを実施。	【98.9%】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供を行うとともに、生活習慣病に関する保健指導を行った。 令和2年度から理解度を確認するアンケートを行った結果、参加者の98.9%が理解できたと回答された。	△	継続	参加者アンケート結果で講話内容が理解できたと答えた参加者の割合	【98%以上】 妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、妊娠・出産に関する情報提供及び生活習慣病に関する保健指導を行う。	健康づくり推進課	○		
2-5-2 妊産婦新生児訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握や保健指導を行う。	出生児の訪問率 <現状値：R1> 99.2%	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。	【99.7%】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行った。	○	継続	出生時の訪問率	【99%以上】 長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭を除き、育児不安等に対し、訪問指導を通して具体的な助言を行う。	健康づくり推進課	○	○	○
2-5-3 離乳食相談会	乳児の保護者が身体計測や食生活や生活リズム等の生活習慣の振り返りを通して、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	第1子参加率 <現状値：R1> 72.2%	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	【60.6%】 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、事前予約制に変更したが、参加控えや体調確認の徹底により、体調が安定せずに参加できない状況が見られたため、第1子の参加率は60.6%となった。	△	継続	第1子参加率	【80%以上】 離乳初期・離乳中期に離乳食に関する健康教育を行う。また、発育に合わせた進め方等個別に保健指導を行う。	健康づくり推進課	○		
2-5-4 妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担にすることにより、積極的な受診を奨励し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊娠15週までの届出率 <現状値：R1> 98.8%	【100%】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。	【99.0%】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行うとともに、積極的に受診勧奨を行った。また、健診結果に応じて、妊娠中及び産後に保健指導を行った。	△	継続	妊娠15週までの届出率	【98%以上】 妊婦一般健康診査費用14回分の助成を行う。また、健診結果に応じて妊娠中及び産後に保健指導を行う。	健康づくり推進課		○	
2-5-5 乳幼児健康診査事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	乳幼児健診受診率 <現状値：R1> 98.1%	【98%以上】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見に努める。また、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう支援する。	【97.2%】 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、受診控えや体調確認の徹底により、体調が安定せず受診できないという状況があり、受診率は97.2%となった。	△	継続	乳幼児健診受診率	【98%以上】 適切な時期に乳幼児健診を実施し、疾病や異常の早期発見に努める。また、保護者自身が子どもの発育発達を確認できるよう支援する。	健康づくり推進課			
2-5-6 予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児、児童・生徒の感染症の予防を図る。	接種率 <現状値：R1> 96.29%	【90%以上】 感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。	【接種率97.92%※】 公衆衛生の向上及び増進を図り、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防ができた。 ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎の平均接種率	○	継続	接種率	【90%以上】 感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。	健康づくり推進課			
2-5-7 フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とむし歯予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を行う。	3歳児むし歯罹患率 <現状値：R1> 7.8%	【10%以下】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施する。	【6.47%】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施し、むし歯予防に努めた。	○	継続	3歳児むし歯罹患率	【10%以下】 1歳から3歳までの間、半年ごとにフッ化物塗布を実施する。	健康づくり推進課			

基本目標3
地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子ども の貧困 対策	
3-1 学校教育環境の充実													
3-1-1 学校規模の適正化	子どもたちの望ましい教育環境を確保するため、学校の規模及び配置の適正化に取り組む。	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに進められている状態】 【複式学級の存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行う。各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。】	複式学級が発生又は今後見込まれる学校の保護者と適正配置に向けた意見交換を実施した。 古城小学校の直江津小学校への統合を決定した。 板倉区において3校の閉校と、新たな板倉小学校の開校に向けて取り組んだ。	○	継続	複式学級の解消に向けた方策の検討	【複式学級の存在する学校等において、その解消に向けた方策・進め方の検討が保護者・地域とともに進められている状態】 【複式学級の存在又は今後発生が見込まれる学校の保護者・地域との意見交換を行う。各学校の実態や保護者・地域の意向等を踏まえ、適正な方策を検討する。】	教育総務課	○			
3-1-2 学校施設整備事業	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、老朽化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全の確保及び快適な教育環境を整備する。	学校等施設整備計画に基づいた改修工事の実施 <現状値：R1> 小学校：4校 中学校：2校	【小学校：3校、中学校：1校】 学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	【小学校：4校、中学校：1校】 計画校に板倉区統合小学校を追加実施した。	○	継続	学校施設の実施計画に基づいた改修工事の実施	【小学校：1校、中学校：1校】 学校施設の実施計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事を計画的に実施する。	教育総務課	○			
3-1-3 学習指導支援事業	教育補助員、介護員、LD指導員を配置し、学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導を行うことにより、児童・生徒の学習を充実させ、生きる力を育てる。	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施 <現状値：R1> 2回	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	【1回】 教育補助員、介護員を対象にした研修会を2回予定していたがコロナ禍により1回実施し、特別支援教育への理解や児童生徒への適切な対応、支援方法などの資質向上を図った。LD指導員は小・中学校別に授業や教材などを見せ合う情報交換会を実施し、指導力を高めた。	△	継続	教育補助員、介護員、LD指導員の資質向上を図る研修会等の実施	【2回】 児童生徒の特性理解や個に応じた支援方法が得られるよう、研修会や情報交換会を実施する。	学校教育課	○			
3-1-4 不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童・生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や社会的に自立することができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	適応指導教室の利用状況 <現状値：R1> 相談件数 109件 通室人数 28人 延べ日数 1,299日	【相談数、通室人数、通室日数の増加】 適応指導教室を周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うと共に、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	相談数、通室数は前年同等であった。通室日数は、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校閉鎖や豪雪による学校閉鎖時に閉室としたため大幅に減少した。通室時の学習支援や妙高青少年の家での体験交流活動、クリスマス会などを通じて、一人一人の自己肯定感と自立心が高まり、中3の通室生全員の進路希望が達成された。 ・相談件数 107件 ・通室人数 28人 ・延べ日数 801日	△	継続	適応指導教室の利用状況	【相談数、通室人数、通室日数の増加】 適応指導教室を周知し、個々の状況に寄り添った相談を行うと共に、関係機関と連携した対応と個別指導、体験活動の実施を通して、自己肯定感を高め、自立心を育てる。	教育センター	○		○	
3-1-5 外国人・帰国児童生徒への日本語支援事業	外国人児童生徒の学校生活の充実や学力を保障するため、日本語支援と教科指導のサポート体制を構築し、基礎的・基本的な知識の習得を支援する。	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況 <現状値：R1> 27人 (小学生17人、 中学生10人)	【日常生活を可能とする】 市立学校に就学している児童生徒で、日本語支援が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援を実施する。	日本語支援が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援を実施した。 ・28人（小学生22人、中学生6人）	○	継続	日本語指導が必要な児童生徒への支援状況	【日常生活を可能とする】 市立学校に就学している児童生徒で、日本語支援が必要なすべての児童生徒に対して、継続的に個々の実態に応じた日本語支援を実施する。	学校教育課	○			
3-2 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進													
3-2-1 防犯教室	保育園児・幼稚園児及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法を指導する。	防犯教室実施園数、小学校数（独自で実施している園等を含む） <現状値：R1> 68園 51小学校	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて指導・助言をする。	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態とした】 地域安全支援員、安全教育指導員、防犯専門官が保育園等に出入り、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 専門官等への派遣要請のなかった保育園等に対し、実施内容について調査し、防犯教育が一定の水準で実施されていることを確認した。	○	継続	防犯教室実施園数、小学校数（独自で実施している園等を含む）	【すべての保育園・幼稚園、小学校において防犯教育が実施されている状態】 保育園や小学校に対して防犯教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて市から防犯教育の実施を促す。	市民安全課	○			
3-2-2 交通安全教室	保育園児・幼稚園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通事故防止のための知識を指導する。	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数（独自で実施している園等を含む） <現状値：R1> 68園 51小学校 24中学校	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 保育園や小・中学校に対して交通安全教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて指導・助言をする。	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態とした】 保育園や小・中学校に対して交通安全教室の実施を周知し、計画的に実施した。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査し、交通安全教育が一定の水準で実施されていることを確認した。	○	継続	交通安全教室実施園数、実施小・中学校数（独自で実施している園等を含む）	【すべての保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教育が実施されている状態】 保育園や小・中学校に対して交通安全教室の実施を周知し、計画的に取り組む。 独自で指導・教育を実施している保育園などの取組内容を把握するため、年1回、教育内容の聞き取り調査を行い、必要に応じて市から交通安全教育の実施を促す。	市民安全課	○			

基本目標 3
地域や学校等で子どもの成長を見守る体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 掲載事 業		地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策	
3-2-3 学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	市立全幼・小・中学校の校(園)長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する学校運営協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修会と情報交換会の実施 <現状値：R1> 4回	【年4回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた意図的・継続的な研修会と情報交換会を実施する。	【2回実施】 当初予定していた6月の研修会と代表者懇談会による意見交換は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。遠隔研修により、2回の研修会を実施することができた。 研修会を通して、自校の課題解決に向けたマネジメントの方策についての理解を深めることができた。	△	継続	コミュニティ・スクールに関する研修会と情報交換会の実施	【年4回以上実施】 コミュニティ・スクールの充実に向けた意図的・継続的な研修会と情報交換会を実施する。	学校教育課	○			
3-2-4 地域青少年育成会議	地域青少年育成会議活動事業交付金により各育成会議の活動を支援するとともに、地域学校協働本部事業による地域と学校との連携・協働した活動を促進する。	育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施 <現状値：R1> 4回	【年3回以上実施】 意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上実施	【2回実施】 当初計画していた研修会や意見交換会は、コロナ禍において中止となったが、各地域を代表した地域学校協働活動推進員の会議において、意見交換の機会を2回設けることができた。 意見交換を実施したことにより、各地域のコロナ禍における活動状況の共有を図ることができ、活動方法を模索していた育成会議の参考となった。	△	継続	地域青少年育成会議構成員や地域学校協働活動推進員同士の資質向上を図る研修会等の実施	【年3回以上実施】 コロナ禍における各地域の活動状況の共有が、活動のきっかけになると考え、意見交換会や研修会等の実施回数を年3回以上実施する。	社会教育課	○			
3-2-5 安全安心まちづくり推進パトロール	青色回転灯装備車によるパトロールを子どもたちの下校時に合わせて行う。	走行距離数 <現状値：R1> 29,239km	【28,700Km】 防犯専門官、安全教育指導員等が子どもたちの下校時刻にあわせたパトロールを週3回以上実施する。	【55,858km】 防犯専門官、安全教育指導員等が子どもたちの下校時刻にあわせたパトロールを週3回以上実施し、犯罪の抑止及び防犯意識の向上につなげることができた。	○	継続	走行距離数	【29,000km】 安全教育指導員等が子どもたちの下校時刻を中心にパトロールを週3回以上実施する。	市民安全課				
3-2-6 安全メール	市内で発生した災害、火災のほか、防犯、交通安全に関する情報をメールで配信し、被害の拡大を防止する。	登録者数 <現状値：R1> 13,780人	【15,500人】 市ホームページや広報等を活用して、市民に安全メールへの登録を呼び掛ける。警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。 SNS (Facebook及びTwitter) を活用した配信を開始する。	【16,222人】 登録者数の増加に向け、広報上越や市ホームページ、高齢者世帯訪問等で周知したほか、当市への転入者や学校関係者、入園・入学前の保護者等に対して登録を呼び掛けた。警察と連携し、迅速かつ確実な情報を配信した。 SNS (Facebook及びTwitter) による配信を令和2年6月から開始した。	○	継続	登録者数	【17,500人】 市ホームページや広報等を活用して、市民に安全メール及びSNSへの登録を呼び掛ける。警察との連携を密にし、迅速かつ確実な情報を提供する。	市民安全課				
3-2-7 防犯灯整備・維持管理事業	集落間の通学路における防犯灯の整備及び維持管理を行い、歩行者等の交通安全及び犯罪の防止を図る。	防犯灯新設数 <現状値：R1> 東城町1丁目地内 ほか4か所	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、必要な箇所に防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯を適切に維持管理する。	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、防犯灯を6か所(17灯)新設したほか、1か所(1灯)修繕を実施した。 市が管理する防犯灯が不点灯となった際は、速やかに修繕するなど適正に維持管理した。	○	継続	適正な維持管理	【必要な箇所に設置されている状態】 上越市道路照明灯・防犯灯設置要綱に基づき、必要な箇所に防犯灯を設置するとともに、既設防犯灯を適正に維持管理する。	市民安全課				
3-2-8 110ばん協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカー貼付し、日常的にパトロールを行う。	登録台数 <現状値：R1> 5,389台	【登録台数：5,600台】 市ホームページや広報等を活用して、市民や事業所に対して、110ばん協力車への登録を呼び掛ける。	【登録台数：5,796台】 広報上越や啓発チラシで110ばん協力車の登録を周知したほか、福祉事業所及びゴミ回収業者に登録を呼び掛けたことにより、登録台数が目標を大きく上回った。	○	継続	登録台数	【登録台数：5,850台】 市ホームページや広報等を活用して、市民や事業所に対して、110ばん協力車への登録を呼び掛ける。	市民安全課				
3-2-9 保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う私立保育園及び認定こども園に補助金を交付する。	事業実施園割合 <現状値：R1> 100%	【100%】 市内すべての保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施し、児童の社会性を育成する。	【75%】 公立保育園では、新型コロナウイルス感染症予防のために実施を見合わせる園もあったが、38園中30園が、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施した。私立保育園等では、年間活動計画の中で実施可能な14園が地域活動事業を実施した。	△	継続	事業実施園割合	【75%以上】 市内保育園において、新型コロナウイルス感染症の適切な感染防止対策を行いながら、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流事業を実施し、児童の社会性を育成する。	保育課				

基本目標 4
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業					令和3年度事業		担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】		計画書 記載事業	地域子 ども子 育て支 援事業	子ども の貧困 対策
4-1 子どもの権利侵害の予防と早期救済												
4-1-1 上越市要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦へ適切な支援を行うため、関係機関の連携による児童虐待防止ネットワークを構築し、支援対象児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、適切な保護や支援を図る。	状況に応じた適切な支援の実施	関係機関と連携し、時機を逸することなく状況に応じた支援を実施する。	要保護児童対策地域協議会がかかわるすべての要保護児童等について、関係機関と定期的に情報共有を行うとともに、支援方針に基づき、継続的な見守り支援を行った。 ・代表者会議 1回実施 ・実務者会議 15回実施 ・個別ケース検討会議 230回実施	○	継続	会議実施回数	子どもの虐待防止を図るため、関係機関と連携し、時機を逸することなく状況に応じた支援を行うため、定期的に関係機関と会議を開催する。 ・代表者会議 1回実施 ・実務者会議 15回実施 ・個別ケース検討会議 随時	すこやかなくらし包括支援センター	○		○
4-1-2 子どもの虐待予防推進事業	町内会、園・学校等の保護者、民生委員等を対象に、児童虐待の発生予防及び早期発見を目的とした「子どもの虐待予防出前講座」等を行うなど、市民に対する普及啓発を図る。年々増加する児童虐待事案に対応するため、地元の大学と連携し、子ども向け虐待防止リーフレットを作成するなど、虐待の発生予防や早期発見に向けた取組を強化するとともに、家庭相談員を増員し、相談支援体制の強化を図る。	子ども向け虐待防止リーフレットの作成	子ども向け虐待防止リーフレットを作成し、市内の小中学校、中学校、高校へ配布する。	子ども向け虐待防止啓発リーフレットを作成し市内のすべての小中学校、高等学校、特別支援学校に通う児童・生徒20,426人に配布。	○	継続	出前講座実施回数・参加人数	【前年度より向上】 町内会、保育園・学校等の保護者、民生委員・児童委員等を対象に子どもの虐待出前講座を開催する。 ・R2年度実施回数 計15回 参加人数269人	すこやかなくらし包括支援センター	○		
4-1-3 いじめ問題対策協議会	関係機関が連携して、いじめの防止啓発と早期発見・早期解決のため、子ども、保護者、地域などへ効果的な手立てを講ずるための協議会を運営する。	いじめ問題対策協議会の開催	【2回】 各機関の取組の成果と課題を共有し、相互に補完しながらいじめ問題に対処する。	【2回】 各機関の取組の成果と課題を共有するとともに、上越市のいじめの実態とその背景を確認し、継続的にいじめ問題に対処するよう協議を行った。	○	継続	会議実施回数	【2回】 いじめの早期発見、即時対応など、解消に向けた取組が確実に進められるよう関係機関で情報交換をする機会を設ける。	学校教育課	○		
4-1-4 学校問題解決支援プロジェクトチーム（JAST）	いじめや不登校、虐待などの問題に対し迅速・的確に対応し、早期解決を図るためのチームを組織して機動的な教育相談体制を整え、学校支援を行う。	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、解消が図られた割合	【前年度より向上】 問題の解消率の前年度より向上を目指す。	【解消率 50.9%】 対応件数は102件であった。問題の背景や要因が複雑化し、解決が困難な事案に関係機関と連携して対応することができた。中でも不登校、自傷行為、虐待事案の増加が顕著であり、未然防止の学校支援を含めて、問題の解消に努めた。	○	継続	生徒指導上の諸問題を学校や関係機関と連携し、解消が図られた割合	【前年度より向上】 問題の解消率の前年度より向上を目指す。	教育センター	○		○
4-2 相談支援体制の充実												
4-2-1 すこやかなくらし相談窓口	子どもから障害のある人、高齢者まで全ての人を対象とした「すこやかなくらし相談窓口」を子どもの育ちに関する包括的なワンストップの相談窓口として、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯に対する継続的かつ包括的な相談支援を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	子どもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	子どもの育ちに関する相談等について、庁内関係課及び関係機関と連携しながら、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への相談に対応し、必要な支援を実施した。	○	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	子どもの育ちに関する相談について、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	すこやかなくらし包括支援センター	○		○
4-2-2 思春期電話相談	上越助産師会の助産師が電話相談や来所相談により、思春期における知識の普及や不安の軽減を図る。	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴するとともに、具体的な対応方法を助言するなど支援を行った。	○	継続	相談内容に応じた保健指導の実施	電話相談等を通して、性に関することなど思春期における悩みを傾聴し、知識の普及や不安の軽減を図る。	健康づくり推進課	○		
4-2-3 外国人相談	外国人が抱える子育て、教育などを含む様々な問題に対し、関係機関と連携し、課題の解決に向けた支援を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	外国人市民が安心して暮らせる環境を整備するため、上越市国際交流センターの相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機の導入、オンラインによる相談体制の整備により、相談機能を強化する。	上越市国際交流センターの相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機の導入、オンラインによる相談体制の整備により、相談機能を強化し、外国人市民が安心して暮らせる環境を整備した。	○	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	上越市国際交流センターに相談窓口を開設し、相談者が抱える様々な問題に対し、関係機関及び関係課等と連携・情報共有を図りながら、必要な支援を行う。	共生まちづくり課	○		
4-2-4 女性相談	配偶者からの暴力や、家庭・職場・人間関係の悩みなど様々な問題に対し女性相談員が相談を行う。	相談内容に応じた適切な支援の実施	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行った。	○	継続	相談内容に応じた適切な支援の実施	様々な不安や悩みを抱える相談者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、必要に応じて関係機関及び庁内関係課等とも連携を図り、相談者の意向に沿った支援を行う。	男女共同参画推進センター	○		

基本目標 4
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子どもの 貧困 対策	
4-2-5 子どもほっとライン	24時間・年中無休の相談電話「子どもほっとライン」での電話相談を通して、児童・生徒や保護者等のいじめや不登校などの悩みに援助・助言し、問題の解消や改善を図る。	相談電話の受理件数と対処状況 <現状値：R1> 受理件数 108件 苦情件数 0件	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	【対応への苦情0件】 時間外の対応を「みんなで生きる相談センター」に委託し、24時間体制で電話相談を開設した。受理件数が前年度より35件増加した。中には繰り返し相談される方もおり、不安の解消に役立つことができた。 ・受理件数143件 ・苦情件数 0件	○	継続	相談電話の受理件数と対処状況	【対応への苦情0件】 24時間体制、年中無休の受理体制をとる。電話相談を通して、児童生徒や保護者等の悩みを傾聴し、共に解決策を考え、問題の解消や改善を図る。	学校教育課	○		○	
4-2-6 若者ほっとライン	義務教育終了後、修学や就労、ひきこもりなど困難を抱える若者及びその保護者の相談や支援を行う。	相談対応延べ件数 <現状値：R1> 196件	【250件以上】 若者支援に従事する指導員を増員し、相談・支援の充実を図る。 若者の居場所（Fit）を開設し、相談から居場所での自立支援につなげる取り組みを充実する。	【236件】 5月に若者の居場所（Fit）を開設し相談・支援活動の充実を図った。コロナ禍、4月から6月の相談がほとんどなかったが、徐々に相談や利用者が増加し支援活動が充実した。	△	継続	相談対応延べ件数	【250件以上】 若者の居場所（Fit）を中核にした相談・支援活動を充実する。 若者の居場所（Fit）の啓発に努め、関係機関と連携した若者育成支援事業を展開し、相談や利用者数の増加を目指す。	社会教育課	○		○	

○：達成
△：一部未達成
×：未達成

A：新規・拡充
B：継続
C：縮小・廃止

基本目標 4
社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

基本施策＞事業名等	事業概要	令和2年度事業				令和3年度事業				担当課	参考		
		指標項目	計画内容【数量・目指す状態】 (Plan)	実施状況及び成果【数量・状態】 (Do)	達成度 (Check)	方向性 (Action)	指標項目	計画内容【数量・目指す状態】	計画書 記載事業		地域 子ども 子育て 支援事業	子どもの 貧困 対策	
4-3 男女共同参画、ワークライフバランスの推進													
4-3-1 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発	情報紙の発行や各種講座の開催を継続的に実施することにより、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図る。	情報紙の発行、及び講座の開催 ＜現状値：R1＞ 情報紙:4回 講座:12講座	【情報紙:4回、講座:10講座】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。	【情報紙:4回、講座:10講座】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供した。	○	継続	情報紙の発行、及び講座の開催	【情報紙:4回、講座:10講座】 情報紙の発行や講座の開催を通じて、男女共同参画推進センターや男女共同参画について知り、考えてもらう機会を提供する。	男女共同参画推進センター	○			
4-3-2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスをテーマに取り入れた講座を開催することにより、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催 ＜現状値：R1＞ 2回	【1講座以上】 ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。	【1講座】 ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供した。	○	継続	ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催	【1講座以上】 ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座の開催を通じて、その意義や効果について認知と理解を深めてもらう機会を提供する。	男女共同参画推進センター	○			
4-3-3 職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発	国・県等と連携し、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進にかかる各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を行う。	ハッピー・パートナー企業登録(県)又はえるぼし認定(国)の新規事業者 ＜現状値：R1＞ 3件	【3件以上】 事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のためのセミナーの開催や、企業への普及啓発を行う。	【9件】 事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、セミナーを2回(12月、2月)開催し、意識啓発のための情報を企業に提供した。	○	継続	ハッピー・パートナー企業登録(県)又はえるぼし認定(国)の新規事業者	【7件以上】 事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発のためのセミナーの開催や、企業への普及啓発を行う。	産業政策課	○			
4-3-4 女性の再就職支援セミナー	女性が再就職しやすい環境づくりに向け、関係機関との情報共有や協議、調整を行うとともに、関係機関と連携し、女性の再就職支援セミナーを開催する。	女性の再就職支援セミナーの開催 ＜現状値：R1＞ 0回	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを11月に開催し、再就職を希望する女性の就労を支援した。	○	継続	女性の再就職支援セミナーの開催	【1回】 ハローワーク上越と連携して、女性の再就職支援セミナーを開催し、再就職を希望する女性の就労を支援する。	産業政策課	○			
4-3-5 企業における再雇用制度導入の普及啓発	育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。	育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、女性の再就職支援セミナーや市ホームページを活用して周知・啓発を行った。	○	継続	市民への認知度	【広く認知されている状態】 育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき措置について、市ホームページを活用して周知・啓発を行う。	産業政策課	○			

5 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第3条第1項第3号には、市町村等の責務として「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されています。

これを受けて、市町村は子ども・子育て支援事業計画を作成し、次の1～4を記載することが義務付けられています。当市の計画では「第5章 量の見込みと確保方策」において、令和2年度から6年度までの量の見込み（需要）と確保の内容（供給）を記載しており、各年度の実施状況に照らして進捗の点検・評価を行うとともに、必要に応じて計画を見直します。

必須記載事業

1. 「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（以下「教育・保育」という）」及び「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域の設定に関する事
2. 各年度における「教育・保育」の量の見込み（需要）と提供体制の確保の内容等（供給）に関する事
3. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保の内容等に関する事
4. 「教育・保育」の一体的提供及び推進体制の確保の内容等に関する事

事業の概要

区 分		提供区域	担当課	
教育【幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）】		1区域（市全域）	保育課／教育総務課	
保育【保育園・認定こども園・企業主導型保育事業の地域枠】		14区域（旧市町村）	保育課	
地域子ども・子育て支援事業	事業名	市事業名	提供区域	担当課
	利用者支援事業	利用者支援事業	1区域（市全域）	こども課／すこやかなくらし包括支援センター
	妊婦健診事業	妊婦一般健康診査	1区域（市全域）	健康づくり推進課
	乳幼児家庭全戸訪問事業	妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業	1区域（市全域）	健康づくり推進課
	養育支援訪問事業等	産前・産後ヘルパー派遣事業	1区域（市全域）	健康づくり推進課
	子育て援助活動支援事業	ファミリーサポートセンター運営事業	1区域（市全域）	こども課
	一時預かり事業	一時預かり事業	1区域（市全域）	保育課／こども課／教育総務課
	病児保育事業	病児・病後児保育事業	1区域（市全域）	保育課
	地域子育て支援拠点事業	こどもセンター、子育てひろば	1区域（市全域）	こども課
	時間外保育事業	延長保育事業	14区域（旧市町村）	保育課
	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	小学校区域	学校教育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域（市全域）	教育総務課	

担当課	保育課／教育総務課
-----	-----------

1 区分・事業名	①教育【1号認定及び2号認定のうち3歳以上児】									
2 提供区域	1区域（市全域）									
3 事業概要	幼児期の学校教育を希望する場合、保護者の就労の有無を問わず、幼稚園もしくは認定こども園（幼稚園部分）で幼児を受け入れます。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定</td> <td>満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）</td> <td>幼稚園、認定こども園</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
	認定区分	対象となる子ども	利用施設							
1号認定	満3歳以上で、教育を希望（保育の必要なし）	幼稚園、認定こども園								
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,079	1,024	915	894	853
1号認定	*	*	*	*	*
2号認定	*	*	*	*	*
②確保の内容	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
特定教育・保育施設	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
確認を受けない幼稚園	348	348	348	348	348

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量	966				
④確保した内容	1,429				
特定教育・保育施設	1,081				
企業主導型保育施設の地域枠	0				
確認を受けない幼稚園	348				

*新制度に移行しない幼稚園の園児は、支給認定を受けていないので1号認定・2号認定の分類はできません。

5 取組内容	幼児期の学校教育を希望する場合、保護者の就労の有無を問わず、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）で幼児を受け入れた。
6 今後の方向性	保護者や地域のニーズの変化に対応し、幼児教育の質の向上を図る。

担当課	保育課
-----	-----

1 区分・事業名	②保育【2号認定、3号認定】									
2 提供区域	14区域（旧市町村）									
3 事業概要	保護者が働いている場合や病気にかかっているなど児童を保育することができない場合に限り、保護者に代わって日中、児童を保育します。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定区分</th> <th>対象となる子ども</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号認定</td> <td>満3歳以上で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>満3歳未満で、保育の必要がある</td> <td>保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠</td> </tr> </tbody> </table>	認定区分	対象となる子ども	利用施設	2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠	3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠
	認定区分	対象となる子ども	利用施設							
2号認定	満3歳以上で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
3号認定	満3歳未満で、保育の必要がある	保育園、認定こども園、企業主導型保育事業の地域枠								
4 計画と実績										

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,039	4,926	4,803	4,690	4,580
2号認定（3～5歳）	3,156	3,072	2,960	2,851	2,749
3号認定（0・1歳）	985	993	998	1,002	1,001
（2歳）	898	861	845	837	830
②確保の内容	6,022	6,022	6,022	6,022	6,022
2号認定（3～5歳）	3,746	3,745	3,749	3,749	3,747
3号認定（0・1歳）	1,224	1,221	1,220	1,222	1,224
（2歳）	1,052	1,056	1,053	1,051	1,051

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量	4,982				
2号認定（3～5歳）	3,132				
3号認定（0・1歳）	939				
（2歳）	911				
④確保した内容	5,991				
2号認定（3～5歳）	3,757				
3号認定（0・1歳）	1,147				
（2歳）	1,087				

区域別管理

別表1のとおり

5 取組内容	2号認定児及び3号認定児について、保育園、認定こども園及び企業主導型保育施設の地域枠で保育を行っている。 令和2年度は保育需要に応じた提供体制が確保できた。
6 今後の方向性	今後も保育が必要な子どもの保育需要に対応できるよう、提供体制の確保に努めていく。

担当課	こども課／ すこやかにくらし包括支援センター
-----	---------------------------

1 区分・事業名	(1) 利用者支援事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	子どもや保護者、または妊娠している方の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、教育・保育施設や保健事業など、子育て支援に関するサービス等の情報提供や利用に向けた相談・支援をします。 【基本型】 オーレンプラザ子どもセンター 【母子保健型】 すこやかにくらし包括支援センター、健康づくり推進課、13区総合事務所 ※母子保健型は子ども・子育て支援交付金を充当しないで実施する事業
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施箇所数)	15	15	15	15	15
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	14	14
②確保の内容 (実施箇所数)	15	15	15	15	15
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	14	14	14	14	14

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実施箇所数)	16				
④確保した内容 (実施箇所数)	16				
基本型・特定型	1				
母子保健型	15				

5 取組内容	子育て情報ハンドブックの作成・配布のほか、利用者の相談に対して、必要な助言や連絡調整等を行い、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援した。 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、身近な場所で保健師などの専門職員が子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、相談内容によっては必要な機関と連携し、継続した支援を行った。
--------	--

6 今後の方向性	引き続き、現在の取組を継続し、ニーズにあったきめ細やかな子育て支援ができるよう、実施体制の充実を図る。
----------	---

担当課	健康づくり推進課
-----	----------

1 区分・事業名	(2) 妊婦健診事業 (妊婦一般健康診査事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	妊婦の健康状態、胎児の発育状況等を定期的に確認するとともに、健康の維持・増進を促すために、妊婦一般健康診査費用14回分の公費負担と保健指導を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ受診回数)	16,478	16,128	15,764	15,428	15,092
受診票交付数 (実人数)	1,177	1,152	1,126	1,102	1,078
一人当たり健診回数	14	14	14	14	14
②確保の内容					
実施場所	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関)				
実施体制	県内委託医療機関等へ市が発行する受診票を持参し受診する。				
検査項目	県が示す基準に準じる。				
実施時期	県が示す基準に準じる。				

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (延べ受診回数)	13,902				
受診票交付数 (実人数)	1,156				
一人当たり健診回数	14				
④確保した内容	県内委託医療機関及び助産所 (市内は6医療機関) において実施				

5 取組内容	妊婦一般健康診査14回分の公費負担を行うことで、妊婦の健康状況や胎児の発育状況等を確認し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援した。 妊婦一般健康診査の結果に応じて、すすく赤ちゃんセミナーや訪問等で、食事のとり方等の保健指導を行った。 (妊婦一般健康診査については最大で14回分の公費負担しており、出産時の週数により、個々に回数は異なる)
--------	--

6 今後の方向性	引き続き、妊婦一般健康診査14回分の公費負担を行い、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。
----------	--

担当課	健康づくり推進課
-----	----------

1 区分・事業名	(3) 乳児家庭全戸訪問事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言及び指導を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	1,203	1,177	1,152	1,126	1,102
②確保の内容					
実施場所	自宅又は出産後退院先				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2か月までの家庭訪問は依頼助産師15人(上越助産師会)が実施する。訪問先が県内の場合、滞在先の市町村を通じて訪問を実施する。 ・生後2か月～4か月までの家庭訪問は依頼保健師2人が実施する。 				

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	1,085				
④確保した内容	助産師及び保健師による訪問				

5 取組内容	生後4か月までの乳児のいるご家庭に対し、助産師または保健師による家庭訪問を実施し、乳児の発育発達の確認や母親への授乳指導等の支援を行った。また、産後うつ病質問票を活用し、産後うつ病のリスクの高い母親に対し、訪問や面談による支援や精神科への受診勧奨を行った。
--------	--

6 今後の方向性	引き続き、助産師または保健師による家庭訪問により、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き取り、関わり方等について具体的な助言や保健指導を行う。 産後うつ病質問票に加え、赤ちゃんへの気持ち質問票を取り入れ、母親の精神面と虐待リスクのアセスメントを行い、必要な支援につなげていく。
----------	--

担当課	健康づくり推進課
-----	----------

1 区分・事業名	(4) 養育支援訪問事業 (産前・産後ヘルパー派遣事業)
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	養育支援が必要な家庭を訪問して、保健師や助産師による養育に関する相談、助言及び指導を行うとともに、ホームヘルパーによる育児・家事支援等を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実人数)	614	614	614	614	614
(延べ人数)	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345
②確保の内容					
実施場所	対象者自宅				
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・養育に関する保健指導 市保健師等 ・育児・家事支援 委託事業所 (市内4事業所) 				
実施時期	ホームヘルパーの派遣は産後16週以内で60時間を限度とする。 (多胎児の場合は、産後1年以内で70時間を限度とする。)				

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量 (実人数)	657				
(延べ人数)	946				
④確保した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・養育に関する保健指導 市保健師等 ・育児・家事支援 委託事業所 (市内3事業所) 				

5 取組内容	子どもの発育発達に関する相談や子育てに関する不安や悩みに対し、保健師や栄養士等が家庭訪問を行い、相談支援を行った。 母親の体調不良や育児支援を受けられない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行い、子育ての負担軽減を図った。
--------	---

6 今後の方向性	引き続き、養育に関する不安や悩みをもつ家庭に対し、保健師や栄養士等が訪問して相談支援を行うとともに、家事や育児の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーの派遣を行う。
----------	--

担当課	こども課
-----	------

1 区分・事業名	(5) ファミリーサポートセンター運営事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね12歳以下の子どもがいる人(依頼会員)と、育児を援助したい人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ活動回数)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容(延べ活動回数)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ活動回数)	1,229				
④確保した内容(延べ活動回数)	1,229				

(参考) 登録会員数

区 分	令和元年度	令和2年度	比 較
依頼会員	485	493	8
提供会員	246	256	10
両方会員	57	63	6
合 計	788	812	24

5 取組内容
提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載したほか、各種団体等を対象に会員募集活動を行い、令和元年度と比較し、10人増やすことができた。また、依頼は全て受けることができたほか、依頼会員のニーズに見合った提供会員を調整することができた。利用者に対する支援の拡充として、所得の少ない世帯の保護者が利用する場合、利用料金の助成制度を創設した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受け、利用が減少した。

6 今後の方向性
依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図る。所得の低い世帯の保護者に対し利用料を助成するとともに、支援対象年齢の上限を12歳から18歳に拡充する。

担当課	保育課/こども課/教育総務課
-----	----------------

1 区分・事業名	(6) 一時預かり事業
2 提供区域	1 区域 (市全域)
3 事業概要	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間に幼稚園、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点で一時的に預かります。
4 計画と実績	

①幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641
②確保の内容(延べ利用人数)	50,500	49,506	48,532	47,577	46,641

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	47,066				
④確保した内容(延べ利用人数)	47,066				

- (参考) 令和2年度延べ利用者数
- ・私立幼稚園一時預かり 33,040人
 - ・私立認定こども園一時預かり 14,026人

②公立・私立保育園、ファミリーヘルプ保育園、こどもセンターでの一時預かり

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	17,079	17,079	17,079	17,079	17,079
②確保の内容(延べ利用人数)	38,914	38,914	38,914	38,914	38,914

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	12,685				
④確保した内容(延べ利用人数)	36,658				

- (参考) 令和2年度延べ利用者数
- ・公立保育園(15か所) 3,473人
 - ・私立保育園(4か所) 309人
 - ・ファミリーヘルプ保育園 8,015人
 - ・オーレンプラザこどもセンター 888人

5 取組内容
幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)については、幼稚園・認定こども園に在園する就労等をしている保護者ニーズに対応した提供体制を確保することができた。保育園、ファミリーヘルプ保育園及びこどもセンターでの一時預かり事業についても、傷病やリフレッシュ等、一時的な保育ニーズに対応した提供体制を確保した。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受け利用人数が減少となった。

6 今後の方向性
今後も、一時預かりの保育需要に対応した供給量の確保に努めていく。

担当課	保育課
-----	-----

1 区分・事業名	(7) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)
2 提供区域	1 区域(市全域)
3 事業概要	生後3か月から小学校6年生までの病気の子どもまたは病気の回復期の子どもを、専用スペースで一時的に預かり、看護師、保育士が保育を行います。 【病児保育室】 わたぼうし病児保育室(1か所) 【病後児保育室】 わかくさ保育室、がんぎ通り保育室(2か所)
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ利用人数)	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484
②確保の内容(延べ利用人数)	5,484	5,484	5,484	5,484	5,484

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(延べ利用人数)	1,380				
④確保した内容(延べ利用人数)	1,380				

(参考) 令和2年度延べ利用者数

・わたぼうし病児保育室(1か所)	1,201 人
・わかくさ保育室(1か所)	76 人
・がんぎ通り保育室(1か所)	103 人
計	1,380 人

5 取組内容
病気の回復前または病気回復期であり集団保育が困難な子どもに対して、一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができています。
令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止により感染症対策が徹底されていること等により、当初見込みより利用者数が減少した。また、大雪に伴い、1月12日及び13日の病後児保育室を休園した。

6 今後の方向性
病児保育事業については、提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できている。
今後も事業周知を図り、本事業に対する保護者の認知度向上に努めていく。

担当課	こども課
-----	------

1 区分・事業名	(8) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、子育てひろば)
2 提供区域	1 区域(市全域)
3 事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 国では中学校区単位の設置を目指しています。当市においては、中学校区22区域に対して、地域子育て支援拠点(こどもセンター及び子育てひろば)はそれを上回る数を開設しています。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(月当り延べ利用人数)	17,153	16,554	15,925	15,479	15,014
②確保の内容(開設箇所数)	24	24	24	24	24

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(月当り延べ利用人数)	10,221				
④確保した内容(開設箇所数)	24				

(参考) 令和2年度延べ利用者数

・オーレンプラザこどもセンター(1か所)	45,241 人
・市民プラザこどもセンター(1か所)	33,285 人
・公立子育てひろば(11か所)	23,240 人
・私立子育てひろば(11か所)	20,881 人
計	122,647 人

*新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は4月1日から4月5日まで及び4月9日から5月10日まで閉鎖した。
*大雪に伴い、1月10日から1月13日まで閉鎖した。(一部、除雪状況により閉鎖を延長)

5 取組内容
「こどもセンター」や「子育てひろば」を市内24か所に開設し、新型コロナウイルス感染症に対し、適切な感染防止対策を行いながら、親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図った。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受け、利用が減少した。

6 今後の方向性
少子化や共働き世帯の増加による3歳未満児の保育園入園の増加に伴い、子育てひろばの利用者数は減少傾向にあることから、富岡児童館内で実施している富岡子育てひろばについて事業を休止する。

担当課	保育課
-----	-----

1 区分・事業名	(9) 時間外保育事業(延長保育事業)
2 提供区域	14区域(旧市町村)
3 事業概要	保育の給付認定を受けた子どもについて、その保護者の勤務時間等の都合により通常の保育時間を超えて保育が必要になる場合は、保育時間を延長して子どもを保育します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(実人数)	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216
②確保の内容(実人数)	2,186	2,193	2,201	2,209	2,216

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(実人数)	3,002				
④確保した内容(実人数)	3,002				

(参考) 令和2年度延べ利用者数

- ・公立保育園 1,896人
- ・私立保育園 1,106人

5 取組内容	時間外保育事業(延長保育事業)は、保育園及び認定こども園により実施しており、利用実績に応じた提供体制を確保した。
--------	--

6 今後の方向性	今後も延長保育が必要な子どもの保育需要に対応できるよう、提供体制の確保に努めていく。
----------	--

担当課	学校教育課
-----	-------

1 区分・事業名	(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
2 提供区域	小学校区域
3 事業概要	昼間、保護者等が就労等で不在となる家庭の児童を対象に、小学校の余裕教室や児童館等を利用して、遊びを主とする活動の場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
4 計画と実績	

【上越市全体】

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(実人数)	1,665	1,685	1,695	1,720	1,747
1年生	566	577	584	592	605
2年生	481	513	534	556	581
3年生	400	401	399	401	405
4年生	157	149	142	140	131
5年生	54	41	32	27	22
6年生	7	4	4	4	3
②確保の内容(実人数)	2,433	2,433	2,433	2,433	2,433

【上越市全体】

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量(実人数)	2,140				
1年生	674				
2年生	628				
3年生	413				
4年生	290				
5年生	94				
6年生	41				
④確保した内容(実人数)	2,140				

区域別管理

別表2のとおり

5 取組内容	共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めるなど、全ての児童が安全安心に過ごすことができる生活の場の提供を行った。
--------	---

6 今後の方向性	老朽化している施設整備や利用児童数に応じた専用区画面積を確保しながら放課後児童クラブの運営を行うとともに、放課後児童支援員等の資質向上に努める。
----------	--

担当課	教育総務課
-----	-------

1 区分・事業名	(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
2 提供区域	1 区域（市全域）
3 事業概要	子ども・子育て支援新制度に移行していない公立・私立幼稚園を利用する際の実費徴収である給食費（副食費）の一部を低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して給付します。
4 計画と実績	

計 画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	69	69	69	69	69
②確保の内容（実人数）	69	69	69	69	69

実 績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③実際の量（実人数）	74				
④確保した内容（実人数）	74				

5 取組内容	子ども・子育て支援新制度に移行していない国立・私立幼稚園の利用者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもの保護者に対して、実費徴収である給食費（副食費）の一部を給付した。
--------	---

6 今後の方向性	本事業について、園を通じて保護者に丁寧に周知を行い、低所得で生計が困難である者等の経済的負担を軽減できるよう努める。
----------	--

区域	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
合併前上越市	量	①計画	2,149	743	676
		②実績	2,168	718	688
		②-①	19	-25	12
	確保	③計画	2,520	890	742
		④実績	2,520	839	772
		④-③	0	-51	30
安塚区	量	①計画	15	5	1
		②実績	14	2	1
		②-①	-1	-3	0
	確保	③計画	22	10	8
		④実績	22	10	8
		④-③	0	0	0
浦川原区	量	①計画	56	13	14
		②実績	59	11	19
		②-①	3	-2	5
	確保	③計画	68	20	22
		④実績	74	16	20
		④-③	6	-4	-2
大島区	量	①計画	14	5	4
		②実績	12	2	3
		②-①	-2	-3	-1
	確保	③計画	30	10	10
		④実績	30	10	10
		④-③	0	0	0
牧区	量	①計画	16	4	2
		②実績	14	3	2
		②-①	-2	-1	0
	確保	③計画	33	10	7
		④実績	34	8	8
		④-③	1	-2	1
柿崎区	量	①計画	163	39	30
		②実績	154	22	35
		②-①	-9	-17	5
	確保	③計画	206	39	35
		④実績	193	42	45
		④-③	-13	3	10
大潟区	量	①計画	172	53	36
		②実績	170	51	38
		②-①	-2	-2	2
	確保	③計画	195	53	42
		④実績	189	56	45
		④-③	-6	3	3
頸城区	量	①計画	191	34	59
		②実績	183	39	48
		②-①	-8	5	-11
	確保	③計画	223	75	62
		④実績	235	57	68
		④-③	12	-18	6

区域	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
吉川区	量	①計画	48	11	7
		②実績	47	11	10
		②-①	-1	0	3
	確保	③計画	49	11	10
		④実績	49	9	12
		④-③	0	-2	2
中郷区	量	①計画	45	8	8
		②実績	43	7	4
		②-①	-2	-1	-4
	確保	③計画	62	13	15
		④実績	66	15	9
		④-③	4	2	-6
板倉区	量	①計画	103	21	24
		②実績	96	16	29
		②-①	-7	-5	5
	確保	③計画	119	36	35
		④実績	138	22	30
		④-③	19	-14	-5
清里区	量	①計画	45	12	5
		②実績	42	17	9
		②-①	-3	5	4
	確保	③計画	50	16	14
		④実績	45	21	14
		④-③	-5	5	0
三和区	量	①計画	105	27	25
		②実績	100	30	18
		②-①	-5	3	-7
	確保	③計画	130	30	40
		④実績	135	30	35
		④-③	5	0	-5
名立区	量	①計画	34	10	7
		②実績	30	10	7
		②-①	-4	0	0
	確保	③計画	39	11	10
		④実績	27	12	11
		④-③	-12	1	1

合計	区分	2号		3号	
		3-5歳	0・1歳	2歳	
14区域	量	①計画	3,156	985	898
		②実績	3,132	939	911
		②-①	-24	-46	13
	確保	③計画	3,746	1,224	1,052
		④実績	3,757	1,147	1,087
		④-③	11	-77	35

区分	2号		3号	
	3-5歳	0・1歳	2歳	
確保の内容 (実績)	特定教育・保育施設	3,756	1,131	1,070
	企業主導型保育施設の地域枠	1	16	17

【参考】

区分	2号		3号	
	3-5歳	0・1歳	2歳	
待機児童数	0	0	0	0

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
大手町小	計画	16	8	4	7	1	0	36	45	9
	実績	19	19	10	5	2	2	57	57	0
東本町小	計画	26	19	17	7	5	0	74	80	6
	実績	30	20	15	18	2	1	86	86	0
南本町小	計画	11	14	7	6	3	0	41	50	9
	実績	17	12	13	5	7	2	56	56	0
黒田小	計画	8	4	5	6	0	0	23	40	17
	実績	11	9	6	4	0	1	31	31	0
飯小	計画	27	25	13	4	5	0	74	90	16
	実績	22	28	21	14	2	4	91	91	0
富岡小	計画	6	9	8	1	0	0	24	30	6
	実績	11	11	4	3	0	0	29	29	0
稲田小	計画	24	20	14	5	0	0	63	80	17
	実績	21	23	13	8	4	0	69	69	0
和田小	計画	6	8	8	4	1	0	27	35	8
	実績	8	5	5	5	0	1	24	24	0
大和小	計画	17	6	6	2	2	0	33	40	7
	実績	21	15	3	3	1	0	43	43	0
春日小	計画	38	36	27	6	2	0	109	150	41
	実績	63	34	35	18	3	2	155	155	0
高志小	計画	32	23	18	3	2	0	78	115	37
	実績	35	30	20	10	2	2	99	99	0
諏訪小	計画	3	4	4	0	0	0	11	13	2
	実績	2	3	2	1	0	0	8	8	0
三郷小	計画	7	0	5	1	1	0	14	25	11
	実績	6	10	4	6	0	0	26	26	0
戸野目小	計画	5	12	11	2	0	0	30	40	10
	実績	11	5	10	4	1	0	31	31	0
上雲寺小	計画	10	5	4	2	0	0	21	25	4
	実績	4	7	3	3	2	1	20	20	0
大町小	計画	16	9	8	8	3	0	44	60	16
	実績	14	16	11	7	4	2	54	54	0
高士小	計画	3	1	1	0	0	0	5	20	15
	実績	6	2	0	1	0	0	9	9	0
八千浦小	計画	11	6	4	1	0	0	22	30	8
	実績	12	17	4	2	1	1	37	37	0
直江津小	計画	8	8	8	4	1	1	30	40	10
	実績	5	9	7	6	1	0	28	28	0
古城小	計画	1	4	0	1	1	0	7	35	28
	実績	3	1	2	0	0	0	6	6	0
直江津南小	計画	18	11	14	13	6	0	62	70	8
	実績	15	18	10	11	9	6	69	69	0
北諏訪小	計画	3	5	5	2	1	0	16	20	4
	実績	6	9	4	6	2	1	28	28	0
保倉小	計画	8	7	2	6	0	0	23	50	27
	実績	12	6	5	0	0	0	23	23	0
有田小	計画	50	39	49	4	3	0	145	180	35
	実績	57	52	36	22	2	0	169	169	0
春日新田小	計画	24	14	11	4	1	1	55	80	25
	実績	30	25	19	6	4	0	84	84	0
国府小	計画	27	19	20	6	1	0	73	90	17
	実績	21	35	16	15	5	0	92	92	0
谷浜小	計画	2	2	0	0	0	0	4	10	6
	実績	4	3	2	2	2	0	13	13	0

区域	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
高田西小	計画	27	26	22	3	1	1	80	90	10
	実績	27	27	21	19	5	1	100	100	0
安塚小	計画	4	4	4	1	0	0	13	30	17
	実績	6	4	1	2	1	0	14	14	0
浦川原小	計画	10	10	3	3	0	0	26	40	14
	実績	10	11	8	3	3	2	37	37	0
大島小	計画	4	1	1	0	0	0	6	20	14
	実績	1	7	1	5	0	0	14	14	0
牧小	計画	4	2	3	0	0	0	9	20	11
	実績	4	4	1	3	0	0	12	12	0
柿崎小	計画	9	10	12	4	2	0	37	60	23
	実績	14	16	9	11	2	2	54	54	0
上下浜小	計画	4	3	6	1	1	0	15	15	0
	実績	7	5	6	4	1	0	23	23	0
下黒川小	計画	4	1	4	1	3	0	13	30	17
	実績	0	6	2	4	1	2	15	15	0
大湯小	計画	25	24	12	16	1	4	82	90	8
	実績	24	25	21	8	11	0	89	89	0
南川小	計画	19	16	9	1	0	0	45	60	15
	実績	9	19	9	2	1	0	40	40	0
大瀬小	計画	9	7	12	1	0	0	29	40	11
	実績	15	6	2	4	0	0	27	27	0
明治小	計画	2	5	2	0	1	0	10	15	5
	実績	5	2	5	2	0	0	14	14	0
吉川小	計画	9	7	4	3	1	0	24	35	11
	実績	8	10	6	6	3	2	35	35	0
中郷小	計画	1	1	3	3	1	0	9	25	16
	実績	4	6	2	4	1	1	18	18	0
板倉小	計画	4	5	2	0	0	0	11	30	19
	実績	8	4	2	3	0	0	17	17	0
宮嶋小	計画	4	1	0	1	0	0	6	20	14
	実績	2	3	0	0	0	0	5	5	0
山部小	計画	1	1	2	0	0	0	4	10	6
	実績	3	3	0	1	0	0	7	7	0
豊原小	計画	2	4	6	3	0	0	15	40	25
	実績	12	4	2	4	1	0	23	23	0
清里小	計画	2	8	3	0	0	0	13	30	17
	実績	7	5	4	0	0	0	16	16	0
里公小	計画	2	5	9	1	1	0	18	45	27
	実績	9	10	4	7	0	1	31	31	0
上杉小	計画	1	3	1	0	0	0	5	20	15
	実績	4	1	6	0	1	0	12	12	0
美守小	計画	3	5	0	1	1	0	10	30	20
	実績	4	3	5	5	0	2	19	19	0
名立小	計画	1	3	3	0	0	0	7	45	38
	実績	6	5	2	1	0	0	14	14	0
上教大附属小	計画	8	11	4	9	2	0	34	50	16
	実績	19	18	14	7	7	2	67	67	0

合計	区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計 ①	確保 ②	②-①
51校	計画	566	481	400	157	54	7	1,665	2,433	768
51校	実績	674	628	413	290	94	41	2,140	2,140	0

【参考】

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年
待機児童数	0	0	0	0	0	0

認定こども園への移行について

1 市の方針

これまで⇒

需要と供給のバランスに鑑み地域性によって可否を判断

制度改正・状況変化

- 令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育園の 3 歳以上児の保育料等が無償となり、費用の面から格差はなくなった。
- 近年の急速な少子化の進行と合わせて、家庭・地域を取り巻く環境や意識の変化に伴い、保護者や地域のニーズは年々多様化している。

今後⇒

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れ可能な認定こども園への移行を認めていく。

2 期待される効果

- 保護者の選択肢の拡大・・・就労状況等に関係なく、各園の特色ある幼児教育・保育の内容から選択することが可能になる。
- 私立園の経営安定・・・幼稚園は 2 号・3 号認定児を、保育園は 1 号認定児をそれぞれ新たに入園可能になるため、各私立園の経営基盤が安定化する。
- 幼児教育・保育の充実・・・幼稚園と保育園を融合した教育・保育が受けられる。
- 子育てサービスの向上・・・子ども・子育て支援総合計画の登載事業が推進される。

誰もが利用しやすくバランスの取れた保育・教育施設の配置

3 移行に対する考え方

- 保護者ニーズや園児の状況等を踏まえて事業者が自らの意思で選択可能とする。
- 認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定する。

4 定員設定の考え方（資料No.2 にイメージを掲載）

- ①公立保育園の 2 号認定児の利用定員を認定こども園に移行する私立幼稚園に配分する。
- ②公立保育園の 3 号認定児の利用定員を認定こども園に移行する私立幼稚園に配分する。
- ③公立幼稚園の 1 号認定児の利用定員を認定こども園に移行する私立保育園に配分する。
- ④私立保育園の児童数を確保するため公立保育園の利用定員を調整する。

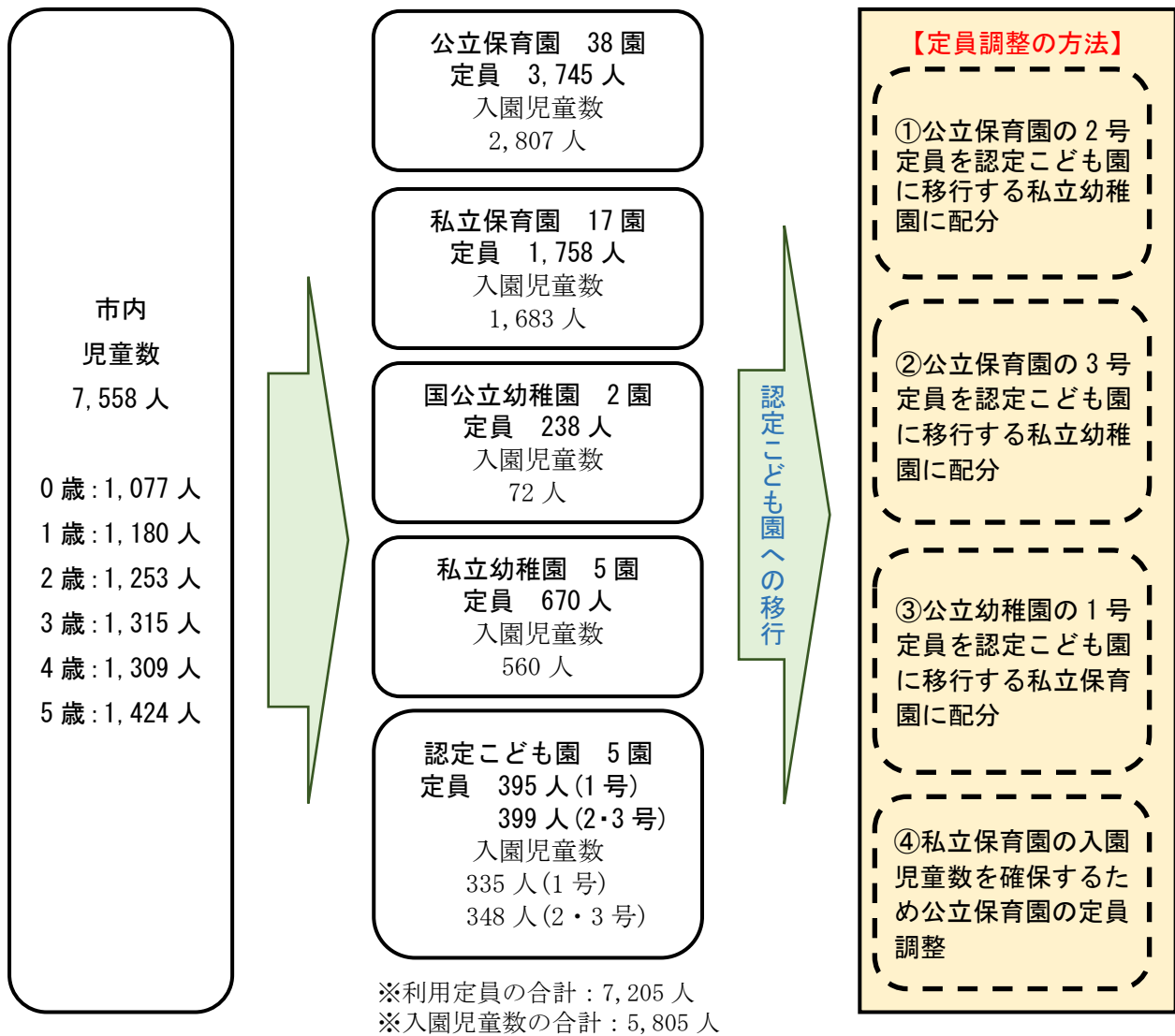
※それぞれの私立園の具体的な定員は認定こども園に移行する前年度に開催する「上越市子ども・子育て会議」において意見を聴き、市が決定する。

5 移行可能時期

令和 4 年 4 月から

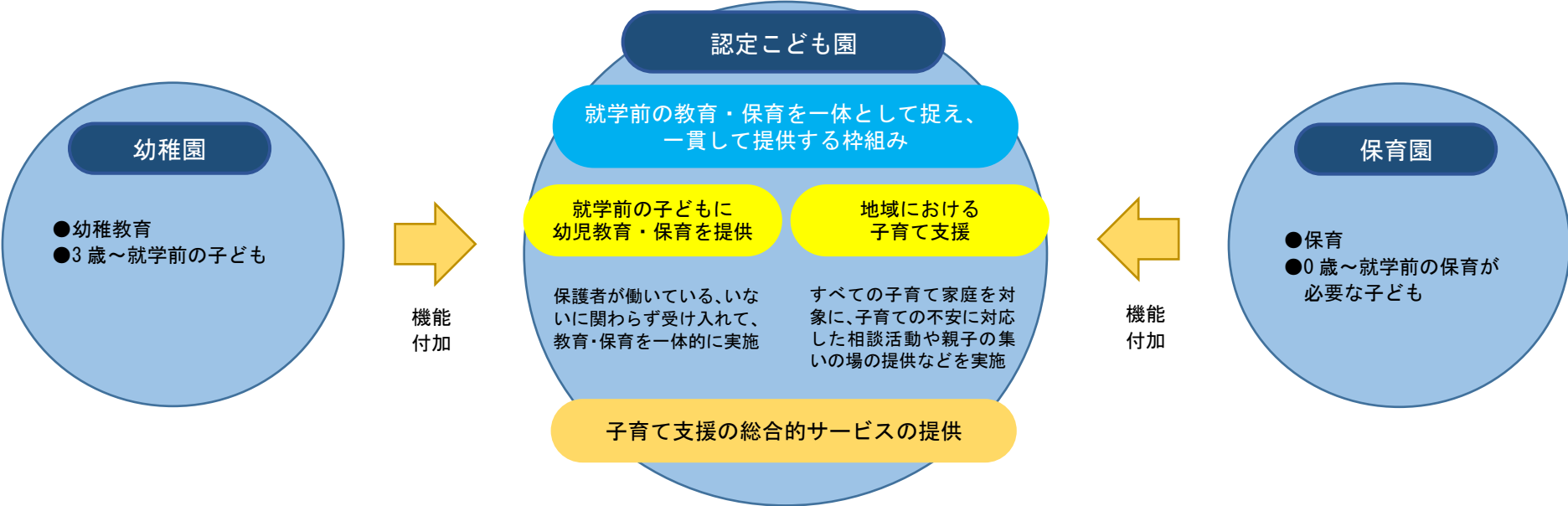
定員設定について

私立園の認定こども園への移行に伴う公立園・私立園の定員調整の考え方のイメージを図示したものの。(児童数はR3.5.1現在)



認定こども園の特徴

認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設であり、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は都道府県から認定を受けることができる。



- 【幼保連携型】幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 【幼稚園型】認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 【保育所型】認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 【地方裁量型】幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

出典元：内閣府ホームページ

上越市子育てジョイカード事業について

健康子育て部こども課

【事業の概要】

(1) 事業目的

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため多子世帯に対して、協賛企業の理解と協力を得て、商品の割引等の各種サービス等を提供し、子どもが次代を担う地域社会の宝であるという認識を地域社会で共有することを目的に実施。

(2) 事業開始

・平成 18 年 7 月～

(3) 配布対象

・18 歳までの子どもが 3 人いる世帯

(4) 配布世帯数の推移

年度	配布世帯数	うち新規
平成 29 年度	2,809	233
平成 30 年度	2,668	199
令和元年度	2,598	177
令和 2 年度	2,546	156

(5) 協賛企業数の推移

年度	協賛企業数	店舗数
平成 29 年度	258	411
平成 30 年度	253	399
令和元年度	251	390
令和 2 年度	247	387

(6) 協賛企業の主な業種・サービス

主な業種 (抜粋)	協賛店舗数 (R3.5 月)	主なサービス (抜粋)
小売業 (スーパーマーケット等)	106	・一部商品を除き全品 5%または 10%引き、ポイント進呈
飲食業	27	・飲食代 5%または 10%引き、ドリンク無料、子どもにアイスクリーム等のサービス
理容・美容	85	・子どもカットなど技術 5%または 10%引き、ポイント進呈
クリーニング	68	・クリーニング料金定価の 5～20%引き
金融機関	18	・ローン借入支援利用で 0.1%金利優遇

子育てジョイカード 協賛企業募集

子育てを応援するお店



《子育てジョイカードとは》

～多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、企業の皆様のご協力をいただきながら実施しています～

18歳未満の子どもを
3人以上養育する保護者

カード提示

協賛企業

割引等のサービス

カード交付申請
カード交付
協賛企業の案内



協賛企業のPR
ポスター・のぼり旗交付
協賛申込み

市

協賛企業募集について

1 概要

18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、協賛いただいた店舗などからカードを提示した人に対し、商品の割引や特典などのサービスを提供していただくものです。

サービス内容の例

- ・店内5%引き（特価品を除く）
- ・買物ポイント2倍進呈
- ・粗品進呈
- ・理髪料金 お子様5%引き、家族3%引き
- ・クリーニング 子ども服10%引き



2 協賛企業の要件

交付対象者へのサービス提供が可能な法人や個人商店など

3 メリット

- ・子育て支援企業としてイメージアップが図られます。
- ・店舗情報とサービス内容を子育て応援サイト「上越市子育て応援ステーション」(<http://www.jkosodate.jp/>)に掲載します。

4 申込方法

申込書に必要事項を記入し、市こども課、南、北出張所、各総合事務所に提出してください。（郵便で提出される場合は、市こども課へ送付してください）

※ 申込書の様式は市ホームページからダウンロードすることもできます。

5 協賛企業の啓発物品

店頭掲示用のポスターと卓上ミニのぼり旗を交付します。

